

平成31年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

平成31年2月27日（水曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 追 悼
 - 第 3 議長報告事項
 - 第 4 会議録署名議員の指名
 - 第 5 会期の決定
 - 第 6 議会運営委員会委員の選任
 - 第 7 東総衛生組合議会議員の補欠選挙
 - 第 8 議案上程
 - 第 9 施政方針並びに提案理由の説明
 - 第10 議案の補足説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
 - 日程第 2 追 悼
 - 日程第 3 議長報告事項
 - 日程第 4 会議録署名議員の指名
 - 日程第 5 会期の決定
 - 日程第 6 議会運営委員会委員の選任
 - 日程第 7 東総衛生組合議会議員の補欠選挙
 - 追加日程 議長報告事項
 - 日程第 8 議案上程
 - 日程第 9 施政方針並びに提案理由の説明
 - 日程第10 議案の補足説明
-

出席議員（17名）

1 番 片 桐 文 夫
 3 番 遠 藤 保 明
 6 番 米 本 弥一郎
 8 番 宮 内 保
 1 0 番 飯 嶋 正 利
 1 2 番 伊 藤 保
 1 5 番 伊 藤 房 代
 1 8 番 木 内 欽 市
 2 0 番 高 橋 利 彦

2 番 平 山 清 海
 4 番 林 晴 道
 7 番 有 田 惠 子
 9 番 高 木 寛
 1 1 番 宮 澤 芳 雄
 1 3 番 島 田 和 雄
 1 6 番 向 後 悦 世
 1 9 番 佐久間 茂 樹

欠席議員（1名）

1 7 番 景 山 岩三郎

説明のため出席した者

市長 明 智 忠 直
 教育長 諸 持 耕太郎
 行政改革
推進課長 小 倉 直 志
 企画政策課長 阿 曾 博 通
 税務課長 石 毛 春 夫
 環境課長 井 上 保 巳
 健康管理課長 木 内 喜久子
 子育て
支援課長 小 橋 静 枝
 商工観光課長 小 林 敦 巳
 建 設 課 長 加 瀬 喜 弘
 下 水 道 課 長 高 野 和 彦
 消防長 川 口 和 昭
 庶務課長 栗 田 茂
 生涯学習課長 高 安 一 範
 監査委員
事務局長 伊 藤 義 一

副市長 加 瀬 正 彦
 秘書広報課長 伊 藤 義 隆
 総務課長 飯 島 茂
 財政課長 伊 藤 憲 治
 市民生活課長 宮 負 賢 治
 保険年金課長 遠 藤 茂 樹
 社会福祉課長 角 田 和 夫
 高 齢 者
福 祉 課 長 浪 川 恭 房
 農水産課長 宮 内 敏 之
 都市整備課長 鶴之沢 隆
 会計管理者 松 本 尚 美
 水道課長 加 瀬 宏 之
 学校教育課長 佐 瀬 史 恵
 体育振興課長 花 澤 義 広
 農業委員会
事務局長 赤 谷 浩 巳

事務局職員出席者

事務局長

大 矢 淳

事務局次長

池 田 勝 紀

開会 午前10時 0分

○議長（向後悦世） おはようございます。

ここで会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（向後悦世） ただいまの出席議員は17名、議会は成立いたしました。

これより平成31年旭市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 追 悼

○議長（向後悦世） 日程第2、追悼。

去る2月8日に逝去されました故平野忠作議員のご冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

黙禱。

（全員黙禱）

○議長（向後悦世） 黙禱を終わります。

ありがとうございました。ご着席願います。

◎日程第3 議長報告事項

○議長（向後悦世） 日程第3、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

また、去る1月24日に高橋秀典議員から、議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により、同日に許可いたしましたことをご報告いたします。

◎日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（向後悦世） 日程第4、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

11番、宮澤芳雄議員、12番、伊藤保議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第5 会期の決定

○議長（向後悦世） 日程第5、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの21日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（向後悦世） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月19日までの21日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思えますので、ご協力をお願いいたします。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前10時 4分

再開 午前10時30分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 議会運営委員会委員の選任

○議長（向後悦世） 日程第6、議会運営委員会委員の選任。

議会運営委員会委員が2人欠員となっていますので、旭市委員会条例第8条の規定により、議長指名により選任いたします。

議会運営委員に佐久間茂樹議員、伊藤房代議員。

以上のとおりであります。

◎日程第7 東総衛生組合議会議員の補欠選挙

○議長（向後悦世） 日程第7、東総衛生組合議会議員の補欠選挙。

東総衛生組合議会議員の補欠選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（向後悦世） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によって行うことに決しました。

おはかりいたします。議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（向後悦世） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。

東総衛生組合議会議員に、遠藤保明議員を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました遠藤保明議員を当選人に定めることにご

異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（向後悦世） ご異議なしと認めます。

よって、遠藤保明議員が当選されました。

ただいま当選されました遠藤保明議員が議場におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選を告知いたします。

◎追加日程 議長報告事項

○議長（向後悦世） おはかりいたします。議長報告事項を本日の日程に追加し、直ちに議題にすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（向後悦世） ご異議なしと認めます。

よって、議長報告事項を日程に追加し、直ちに議題といたします。

先ほど、文教福祉常任委員会において副委員長の内選が行われましたので、その当選結果につきまして報告いたします。

文教福祉常任委員会副委員長に伊藤房代議員。

以上のとおりであります。

以上で議長報告事項を終わります。

○議長（向後悦世） 市長より送付を受けております議案は、議案第 1 号から議案第 27 号までの 27 議案であります。配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 配付漏れないものと認めます。

議案の説明のため、市長、副市長、教育長、ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第 8 議案上程

○議長（向後悦世） 日程第 8、議案上程。

議案第 1 号から議案第 27 号までの 27 議案を一括上程いたします。

- 議案第 1 号 平成 31 年度旭市一般会計予算の議決について
- 議案第 2 号 平成 31 年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について
- 議案第 3 号 平成 31 年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について
- 議案第 4 号 平成 31 年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について
- 議案第 5 号 平成 31 年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について
- 議案第 6 号 平成 31 年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について
- 議案第 7 号 平成 31 年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について
- 議案第 8 号 平成 31 年度旭市水道事業会計予算の議決について
- 議案第 9 号 平成 30 年度旭市一般会計補正予算の議決について
- 議案第 10 号 平成 30 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 11 号 平成 30 年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 12 号 旭市森林環境整備基金条例の制定について
- 議案第 13 号 旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例の制定について
- 議案第 14 号 旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 18 号 旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19 号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21 号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23 号 旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

議案第 24 号 旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第 25 号 市道路線の認定、廃止及び変更について

議案第 26 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 27 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

◎日程第 9 施政方針並びに提案理由の説明

○議長（向後悦世） 日程第 9、施政方針並びに提案理由の説明。

施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

初めに、私からも一言、哀悼の言葉を申し上げさせていただきます。

去る 2 月 8 日急逝されました故平野忠作議員の長年にわたる市政発展にご尽力いただきましたことに、改めて敬意と感謝を申し上げたいと思います。志半ばでさぞ残念だとは思いますが、旭市の発展にみんなで頑張っていくことをお誓いいたしますとともに、心から哀悼の誠をささげ、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

本日ここに平成 31 年旭市議会第 1 回定例会を招集し、平成 31 年度一般会計、特別会計及び企業会計予算のほか、条例の制定等の案件について、ご審議を願うことといたしました。

開会にあたり、新年度における市政運営について所信の一端を申し上げます。

初めに、総合戦略・国土強靱化地域計画について申し上げます。

総合戦略については、本市の新しいまちづくりの指針として、平成 28 年 2 月に策定し、毎年 P D C A サイクルによる進行管理を行いながら、将来都市像の実現に向けて取り組んできたところであります。

平成 31 年度は計画期間の最終年度となることから、地方創生の目的である人口減少問題をはじめ、市全体の活性化や市民生活の向上など、本市が引き続き重点的に取り組むべき施策を整理し、国や県の動向を踏まえながら、次期旭市総合戦略の策定に取り組んでまいりま

す。

国土強靱化地域計画については、平成 27 年 3 月の計画策定以来、東日本大震災での被害を教訓に、平時から大規模自然災害等に備えた地域づくりを推進してまいりました。策定から 5 年目を迎える本年は、現状の把握や諸情勢の変化等に対応するため、再度、脆弱性評価を実施し、プログラムや指標の見直しなどの必要な改定を行いながら、引き続き災害に強いまちづくりに努めてまいります。

「地方創生」と「国土強靱化」を二本の柱とし、攻めと守りの両面を兼ね備えた総合的なまちづくりを展開してまいります。

次に、総合戦略の中で、平成 31 年度に取り組む重点施策を四つのプロジェクトに沿って申し上げます。

一つ目は、地域振興プロジェクトであります。

初めに、道の駅「季楽里あさひ」を活用した交流拠点の形成について申し上げます。

本市の産業や観光、地域振興を目的に整備いたしました道の駅「季楽里あさひ」は、毎年 100 万人を超える来場者があり、売上げも順調に伸びております。

今後も全国トップレベルの農業産出額を誇る「食の郷あさひ」の農水産物を P R するなど、本市のさまざまな魅力を発信する拠点となるよう取り組んでまいります。

次に、観光資源創出プロモーション事業について申し上げます。

本市の魅力を広く全国へ発信するため、マスコミや旅行関連企業と連携し、地元産品や景勝地を利用した観光資源の創出や、旅行商品化への取り組み、また、昨年 6 月に「恋する灯台」に認定された飯岡灯台や、本市で撮影された映画やドラマなどを活用したプロモーション活動を展開してまいります。

次に、観光イベント事業について申し上げます。

本年で 23 回目を数える袋公園桜まつりは、4 月 1 日から 12 日までの 12 日間の開催を予定しております。4 月 6 日には観光大使の桂竹千代さんによる落語をはじめ、さまざまな催しを計画しております。

また、夏期イベントとして、砂の彫刻美術展、いいおか Y O U ・遊フェスティバル、七夕市民まつり、サーフィン大会への支援、さらには海水浴場の開設など、海の資源を最大限に活用し、元気な旭市を P R していきたいと考えております。

これらの観光プロモーション活動やイベントの支援により、本市の知名度の向上と、さらなる観光客の誘致を推進してまいります。

次に、創業者等への支援について申し上げます。

創業希望者を対象として、商工観光課内に設置しているワンストップ相談窓口における相談体制のさらなる充実を図るとともに、市内で創業、起業を目指す方のために創業セミナーを開催するなど、商工会や関係機関等と連携し、支援を行ってまいります。

二つ目は、「子宝育成プロジェクト」であります。

初めに、出会いの場創出事業について申し上げます。

後継者の結婚対策を推進するため、民間のノウハウを活用したさまざまな魅力ある婚活イベントを開催し、男女の出会いの場の提供に努めてまいります。

次に、少子化対策について申し上げます。

特定不妊治療費助成事業については、不妊に悩み、不妊治療を受ける夫婦が増加している中、高額な治療費を要する特定不妊治療費の一部を助成し、治療に伴う経済的負担の軽減を図ってまいります。

次に、子育て支援について申し上げます。

旭市子ども・子育て支援事業計画については、計画期間が平成 31 年度をもって終了することから、平成 32 年度からの 5 年間を計画期間とする第 2 期旭市子ども・子育て支援事業計画を策定してまいります。策定にあたりましては、平成 30 年度に実施した旭市子ども・子育て支援に関するアンケート調査の分析結果等を踏まえ、教育・保育の提供体制の確保や、子ども・子育て支援事業の円滑な実施に向けて、市の実情に即した計画を整備してまいります。

三つ目は、「故郷創出プロジェクト」であります。

初めに、定住促進奨励金交付事業について申し上げます。

本市では、人口減少対策の一環として、平成 25 年度から定住促進奨励金交付事業を実施しておりますが、若者の移住・定住をより促進させるため、本年 4 月からは最大で 150 万円を交付できるよう、事業内容の拡充を図ってまいります。

次に、地域公共交通の利便性向上について申し上げます。

地域公共交通については、市民にとって利用しやすい公共交通体系を構築するため、昨年度策定した地域公共交通網形成計画の方針に基づき、コミュニティバスルートの再編やデマンド交通の導入などを盛り込んだ地域公共交通再編実施計画の年度内策定に向け、取り組んでおります。

策定後は、スムーズに再編が行えるよう十分な周知期間をとりながら、早期実現を目指し

て取り組んでまいります。

次に、ふるさと応援寄附推進事業について申し上げます。

新たにふるさと納税サイトを追加したことにより、市外の個人寄附額が大幅に増加しており、本年1月末現在の寄附申込額は約4,400万円となっております。今後も魅力ある返礼品の拡充に努め、産業の振興に結びつけていきたいと考えております。

次に、幽学の里で米作り交流事業について申し上げます。

大原幽学先生ゆかりの水田を活用した米作り体験では、市民と都市住民の交流を通じて、収穫する喜び、食べる喜びなどの農業の魅力を感じていただくとともに、「食の郷あさひ」のPRに努めてまいります。

四つ目は、「安心形成プロジェクト」であります。

初めに、地域包括ケアシステムの充実について申し上げます。

市では、高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、介護や医療、住まいや生活支援などが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指しております。

地域包括支援センターでは、市直営の基幹型地域包括支援センターが中心となり、昨年6月に増設した2か所の委託地域包括支援センターと緊密な連携を図りながら、高齢者やその家族からの相談に応じる相談支援機能の強化と、地域包括ケアシステムの充実に努めてまいります。

次に、震災復興・津波避難道路整備事業について申し上げます。

飯岡地域の横根三川線については、飯岡中学校への進入路部分について供用を開始し、一部区間で工事に着手しているところであります。

また、旭地域の椎名内西足洗線についても一部区間で工事に着手しており、今後は2路線とも用地取得が調った区間の工事を順次進めてまいります。

なお、未取得地については、引き続き関係地権者の皆様にご協力をお願いし、事業を進めてまいります。

次に、防災について申し上げます。

東日本大震災の発生から、間もなく8年が経過しようとしております。

この震災を教訓に、地震や津波といった大規模な災害に備え、市民一人ひとりが適切な避難行動がとれるよう、津波浸水想定区域を対象とした津波避難訓練を3月3日に実施いたします。

今回の訓練においては、矢指地区に完成した日の出山公園を新たな避難場所として加えた

ため、避難経路の確認のためにも、積極的な参加を呼びかけております。

また、千葉県により進められている海岸基盤整備事業の河川開口部対策については、開口部 10 か所のうち既に 2 か所が完成しており、現在 6 か所の工事が進められているところであります。

なお、残り 2 か所の未整備箇所についても、平成 31 年度に工事に着手する予定と伺っております。

次に、生涯活躍のまち構想について申し上げます。

生涯活躍のまち・あさひ形成事業の事業主体となる民間事業者の選定については、公募により 2 者から提案をいただき、1 月 11 日のプロポーザル審査委員会において、イオンタウン株式会社を代表事業者とするグループを最優秀提案者に決定したところであります。

今後は、まちの魅力を高めるべく、提案された事業計画等について、旭市生涯活躍のまち推進協議会において、ご意見等を伺ってまいります。

また、計画予定地については、県が行う土地改良事業の受益地になっておりましたが、その受益地からの除外に係る変更計画が 2 月 8 日に確定した旨の通知をいただいたところであり、本構想の実現に向け、大きく前進できたものと思っております。

今後も引き続き、市役所一丸となって全力で取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

次に、平成 31 年度基本施策の概要を、総合戦略に掲げた四つの基本目標に沿って申し上げます。

第 1 は、「魅力ある雇用を創出し、安心して働けるまちづくり」であります。

初めに、農水産業の振興について申し上げます。

農林水産省より昨年公表された平成 28 年の市町村別農業産出額においては、本市は全国第 6 位であり、順位は前年と変わらなかったものの、産出額は 19 億円増の 567 億円でありました。このうちの 188 億円を占める養豚については、平成 29 年度からの継続事業で実施した畜産競争力強化対策整備事業により、畜舎及び関連施設が完成し、さらなる産出額の増加が期待されるものであります。

園芸生産強化支援事業については、県内トップレベルの産地として、さらなる強化、拡大を図るため、生産施設の整備や省力化機械等の導入に対し支援してまいります。

畜産については、生産組合の事業活動支援や自給飼料の生産、堆肥を有効利用する機械の導入など、飼育環境改善のための取り組みを進めてまいります。

また、家畜伝染病対策については、各農場での飼養衛生管理の徹底を図るとともに、ワクチン接種を支援してまいります。

水田農業構造改革推進事業については、平成 30 年産から国による米の生産数量目標の配分がなくなりましたが、需要に即した米作りを推進するため、引き続き飼料用米等による戦略作物の作付を支援し、水田農業の経営安定を図ってまいります。

農業基盤整備については、水田の大区画化や担い手への農地の集約化などを目的とする県営土地改良事業の早期完成を目指し、事業施行中の飯岡西部地区、春海地区、豊和地区について、支援を継続してまいります。

新規就農総合支援事業については、次世代の農業を担う人材を確保するため、市内はもとより市外からの新規就農希望者に対しても、関係機関との連携により必要な支援を行い、市内での就農を推進してまいります。

水産業については、漁業者の安定的な経営や水産資源の回復のため、貝類の種苗放流などを推進するとともに、千葉県が行う飯岡漁港の航路のしゅんせつなどの水産基盤の整備を推進してまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

商業活性化事業については、地域商業の振興策として、プレミアム付き共通商品券発行事業のほか、商店街が実施するイベント事業などの商業の活性化を目的とする事業に対し、商工会と連携を図りながら支援してまいります。

工業振興支援事業については、本定例会に提案いたしました旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例の制定により、税制面での優遇や奨励措置を実施し、企業の生産環境の整備を促してまいります。

次に、雇用の確保について申し上げます。

企業誘致事業については、新たな条例の制定により、新規企業の進出を促すとともに、県及び関係機関はもとより、地元金融機関などと連携を図りながら誘致活動を推進してまいります。

また、旭市雇用対策協議会が実施する合同企業説明会を支援し、若者への雇用の場の提供と定住促進に努めてまいりたいと考えております。

第2は、「結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが生きがいを持てるまちづくり」であります。

初めに、保健の充実について申し上げます。

あさひ健康応援ポイント事業については、健康診断の受診や健康目標への取り組みに対しポイントを付与し、健康づくりに役立つ景品を進呈することにより健康づくりを推進しておりますが、より多くの方に参加していただくようPRしてまいります。

感染症予防対策事業については、各種予防接種の実施により、感染症の拡大防止を図ってまいります。

また、風疹予防対策として、風疹抗体検査費用や予防接種費用に対して助成することで、風疹の感染拡大を防ぎ、先天性風疹症候群の発生予防を図ってまいります。

がん検診、特定健康診査等事業については、対象者が受診しやすいような日程の調整や、女性専用日の設定などにより、利便性と受診率の向上を図ってまいります。

骨髄移植ドナー支援事業については、骨髄等のドナー及びそのドナーを雇用し、ドナー休暇を与えた事業所に対して助成することで、骨髄バンク登録の推進や、より多くの骨髄等移植の実現を図ってまいります。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

各種スポーツイベントの開催については、市民の一体感を醸成する事業として、市民体育祭、市民駅伝大会のほか、誰でも気軽に参加できる軽スポーツの集いなどを開催してまいります。

また、千葉県東部五市体育大会、世界ジュニア卓球選手権大会男女日本代表選考会、千葉県高等学校駅伝競走大会、関東高等学校選抜新人陸上競技選手権大会などのスポーツ交流事業を推進し、市の知名度アップを図ってまいります。

体育施設については、良好なスポーツ環境の充実を図るため、老朽化した施設の改修工事を行うとともに、旭市旧中学校跡地利用検討委員会の報告を踏まえ、旧飯岡中学校跡地にサッカー場を中心としたスポーツ施設の整備に係る基本設計を進めてまいります。

次に、子育て支援の充実について申し上げます。

育児支援事業については、安心して育児が行えるよう、子育て学級や離乳食教室などを実施し、育児相談や発達相談などの相談支援体制を充実してまいります。

次に、海上保育所改築事業について申し上げます。

今年度まとめた実施設計に基づき、平成 31 年度は木造平家建ての新園舎を建設し、園庭及び送迎駐車スペース等を整備いたします。また、隣接する滝郷診療所との連携を図り、病児保育事業の実施に向けた準備を進めてまいります。

次に、公立保育所運営事業について申し上げます。

園児への質の高い保育サービスを提供するため、全ての公立保育所において英語教育を導入するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図るため、保育料に含まれない3歳以上児の給食の主食部分を市で提供してまいります。

次に、学校教育の充実について申し上げます。

学校いきいきプラン事業については、子どもたち一人ひとりがいきいきと輝く特色のある教育活動を支援するため、補助金を交付し学校教育の充実を図ってまいります。

課外活動支援事業については、平成31年度から、中学校の部活動の顧問として新たに部活動指導員10名の配置を予定しております。専門的な知識や技能を有する部活動指導員の配置により、顧問教諭の部活動指導に係る時間の負担軽減を促進するとともに、中学生の精神的な成長を助け、技術の向上などを図ってまいります。

小・中学校教諭補助員配置事業については、教諭補助員を2名増員し、28名の配置を予定しております。教諭補助員の配置により、国語や算数、数学などの基礎学力の向上や、小学校外国語活動の充実を図るとともに、特別な支援を必要とする児童・生徒へのきめ細かな指導、支援を行ってまいります。

小・中学校の適正規模・適正配置については、旭市学校のあり方検討委員会において、次代を担う子どもたちへの教育効果を第一に検討が重ねられ、昨年、教育委員会に対して提言書が提出されたところであります。

今後は、この提言書を踏まえ、新たな検討委員会を立ち上げ、より望ましい教育環境が提供できるよう取り組んでまいります。

小学校大規模改修事業については、屋内運動場の非構造部材の耐震化対策として、干潟小学校、共和小学校、矢指小学校、滝郷小学校の防災機能強化工事を実施してまいります。

次に、生涯学習の充実について申し上げます。

社会教育施設再編事業については、干潟公民館の機能を干潟支所へ移転するために必要な改修工事と併せ、長寿命化に向けた大規模改修を実施してまいります。

また、既存の干潟公民館については、平成31年度に解体するための設計業務を委託し、平成32年度の解体工事の実施後は、駐車場として整備を進める予定であります。

次に、文化振興事業について申し上げます。

文化振興事業については、市民の文化意識の高揚を図るため、市民音楽祭やあさひのまつり等の市民参加型文化事業を実施するとともに、優れた芸術文化に市民が接する機会を増やすため、国際文化交流コンサートやプロによる演芸など幅広いジャンルで芸術文化事業を展

開してまいります。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

旭市の新しい次代を担う青少年が、社会のルールを守る意識や協力し合う態度などを身につけ、地域社会にかかわっていけるよう、関係団体と連携を図りながら、通学合宿や海上キャンプ場宿泊体験などの各種活動を展開してまいります。

第3は、「ひとの定着・還流・移住の流れをつくり、人々が集うまちづくり」であります。初めに、交流の促進について申し上げます。

スポーツ交流については、旭市飯岡しおさいマラソン大会をはじめ、卓球やパークゴルフ等のスポーツを通じて都市住民等との交流を促進し、本市の認知度と好感度のさらなる向上に努めてまいります。

オリンピック事前キャンプ地誘致については、平成29年にドイツ連邦共和国を相手国として、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンに登録されました。今後は、ドイツ卓球チームの事前キャンプに向けた準備を進めますとともに、ホストタウンとして各種交流事業や、日本人オリンピックアンによる講演会、体験会等を開催し、市民のオリンピックへの機運をさらに高めたいと考えております。

次に、安全で快適な道路の整備について申し上げます。

市民から要望が多い市道の整備については、安全で円滑な交通の確保と生活環境の改善を図るため、道路改良工事、道路維持補修など、要望に対応できるよう事業予算を拡充し、計画的な整備に取り組んでまいります。

旭中央病院アクセス道の整備については、一部区間の工事に着手しており、平成31年度は国道126号線から北側780メートル区間の工事に着手してまいります。

飯岡海上連絡道の整備については、一部区間の供用を開始しており、平成31年度には用地取得が調っている区間の工事を進めるほか、軌道横断部の工事に着手するため、JR東日本千葉支社と工事委託を締結する予定であります。

南堀之内バイパスの整備については、一部区間の工事に着手しており、平成31年度も用地取得が調った区間の工事に着手してまいります。

いずれも早期完成に向けて、引き続き関係地権者のご協力をお願いしてまいります。

千葉県により進められている銚子連絡道路の整備については、平成30年10月から、動植物や騒音等の環境調査に着手しているところであります。

また、清滝バイパスの整備については、トンネル本体工事の着手に向けて準備を進めてい

るところであります。

2路線とも本市にとりましては重要な路線でありますので、今後も早期完成に向け要望してまいります。

次に、安全・安心な水の供給について申し上げます。

水道事業については、昨年度に引き続き、今後の水道事業を安定的に継続して運営するための施設管理計画、災害対策としての施設耐震化計画などの長期計画を策定いたします。

また、災害等に対する安全対策としての配水管布設工事を行い、安全・安心な水道水の安定供給に努めてまいります。

次に、公園事業について申し上げます。

平成 30 年 7 月に供用開始した日の出山公園については、都市公園としてより多くの方に快適に利用していただけるよう、公衆トイレを設置いたします。また、その他の公園についても、市民の憩いと交流の場として安全に安心して利用できるよう、適切に維持管理を行ってまいります。

次に、良好な生活環境の形成について申し上げます。

都市計画区域の見直しについては、市民の制度に対する理解と合意形成が重要でありますので、制度を分かりやすく解説したパンフレット等を活用し、市民や各種団体を対象とした説明会を行うほか、地元高校生など、若い世代に向けた周知活動を展開してまいりたいと考えております。

次に、住宅リフォーム補助事業について申し上げます。

市民の居住環境の向上等を目的として実施しております本事業については、予算額を拡充の上、継続してまいります。

今後、消費税率の引き上げによる景気への影響が懸念される中、個人住宅のリフォームに対する補助を通じて、地域経済の活性化が図られるものと考えております。

公共下水道については、施設の効率的な維持管理を行うとともに、供用開始区域の下水道への接続を促進してまいります。

蛇園南地区流末排水整備事業については、平成 31 年度に残り区間約 140 メートルの工事に着手する予定で、これをもって幹線排水路の事業が完了することとなります。

今後、蛇園地区の面整備工事を進めるため、計画地域全体の詳細設計業務を行ってまいります。

冠水対策排水整備事業については、平成 31 年度も引き続きサンモール西側の排水路、太

右衛門川の整備を進めてまいります。

次に、良質な環境の保全について申し上げます。

環境ボランティア活動の支援については、環境の保全や美化を推進するため、市民やボランティア団体の皆様にご協力をいただきながら、きれいな旭をつくる運動を展開してまいります。

3 Rの推進及びごみの減量化については、限りある資源を有効に活用する循環型社会の実現を目指して、市民や事業者の皆さんによるごみ減量化や3 Rへの取り組みを支援してまいります。

住宅用省エネルギー設備については、家庭における地球温暖化対策の促進及びエネルギーの安定確保のため、環境への負担が少ない太陽光発電設備等を設置する方への支援について、今後も継続してまいります。

ごみ処理広域化の推進については、東総地区広域市町村圏事務組合において、銚子市野尻町地区を広域ごみ処理施設の計画地として、また、銚子市森戸町地区を広域最終処分場の計画地として事業を進めております。

両施設の工事の進捗状況であります。広域ごみ処理施設については1月から建物の工事が始まっており、また広域最終処分場については準備工事に着手しており、3月から本格的な造成工事を行う予定となっております。

今後も計画どおり平成 32 年度末の完成を目指し、組合及び構成市と連携を図ってまいります。

第4は、「将来にわたって元気な地域をつくり、安全・安心で暮らしやすいまちづくり」であります。

初めに、高齢者福祉の充実について申し上げます。

介護予防の推進については、引き続き介護予防教室や講演会、介護予防サポーター養成講座などを開催してまいります。また、生活機能の低下を予防するための「あさピー☆きらり体操」は、住民主体の通いの場の設置支援と併せて、さらなる推進に努めてまいります。

次に、震災からの復興について申し上げます。

東日本大震災の津波により被害を受け、市内に住宅を再建した世帯に支援を行う旭市津波被災住宅再建支援事業については、受付期間を平成 31 年度末まで延長し、引き続き支援を実施してまいります。

次に、消防力の強化について申し上げます。

消防体制の充実については、消防活動の充実強化を図るため、老朽化し機能低下した消防ポンプ自動車等を、整備計画に基づき更新を進めてまいります。

また、火災予防の観点から、継続的に住宅用火災警報器の普及啓発を行い、消防力の充実強化と市民の防災意識の高揚を図ってまいります。

次に、消費者の保護について申し上げます。

消費者保護対策事業については、消費生活センターの体制を維持、強化し、悪質商法などによる被害者や多重債務者を救済するため、消費生活相談員の研修の充実や、庁内関係各課及び関係機関との連携を図ってまいります。

また、消費者被害を未然に防ぐため、各種講座等の啓発活動や消費生活サポーターとの連携の強化に努め、幅広い年齢層への情報提供を行ってまいります。

次に、行政経営の推進について申し上げます。

行政改革については、第3次アクションプランに基づき着実に進めているところでありますが、平成31年度は現行の総合戦略に合わせて計画期間を最終年度とするため、次期計画となる第4次アクションプランの策定に取り組んでまいります。

策定にあたりましては、次期総合戦略の実現を目指すために必要な、将来にわたって持続可能な行財政運営基盤の確立が図られるよう、具体的な取り組み事項を掲げてまいります。

新庁舎建設については、現在、建設工事の入札受け付けを行っているところであり、3月12日に開札を予定しております。

平成31年度は、新庁舎で使用する机や椅子などの什器選定や、情報発信システムなどの選定に取り組むこととし、引き続き、議会や市民の皆様方のご理解を得ながら、本市の未来をつくる拠点としての庁舎整備を進めてまいります。

次に、自立のための財政の推進について申し上げます。

自主財源の安定的な確保については、市税を中心とする債権の回収に積極的に取り組んでまいります。市民負担の公平性を確保するため、債権所管課相互の連携を図りながら、収納率の向上と滞納額縮減を目標として、全庁を挙げて徹底した収納業務に努めてまいります。

次に、資産マネジメント体制の確立について申し上げます。

公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画については、全ての公共施設の具体的な長寿命化や再編の方策、時期などを定めるため、計画策定に取り組んでいるところであります。今後は、横断的な調整を行いながら、本年9月の策定を目指してまいります。

平成31年度の予算編成方針について申し上げます。

本市の財政状況は、これまで定員適正化や行政改革を着実に推進してきたことなどにより、平成 29 年度決算においても良好な結果となり、財政調整基金をはじめとした各種基金についても着実に積み増しを行ったところであります。

しかし、歳入面においては、市税をはじめとした自主財源に大幅な伸びは期待できず、また歳入総額に占める割合の最も高い普通交付税は、合併算定替の段階的縮減が平成 31 年度には 70%となるなど、今後の歳入を取り巻く環境は厳しくなることが予想されております。

一方、歳出面においては、市民の安心と生きがいづくり、産業の振興や人口減少対策等を積極的に推進していく中、高齢化等の進行による社会保障関係経費の増加や、公共施設の老朽化などによる維持、更新に係る経費は増加傾向にあり、さらには新庁舎建設事業をはじめ、市政発展のために必要不可欠な大型事業が進捗していくことなど、市の財政需要は今後も増加していくものと見込まれております。

また、国において本年 10 月に予定されている消費税率の引き上げや、幼児教育・保育無償化といった新たな政策が予定されており、本市の財政運営においても大きな影響があると考えております。

このような状況の中、平成 31 年度の予算編成にあたっては、合併による国の財政支援の終期を見据えた歳出の見直しを進めながら、旭市総合戦略や旭市公共施設等総合管理計画などの各種計画に掲げる諸施策を着実に推進しつつ、本市の一体性の確立と均衡ある発展を目指すことを基本とし、一般会計の予算額を 300 億 8,000 万円としたものであります。

特別会計は、病院事業債管理、国民健康保険事業、後期高齢者医療、介護保険事業、下水道事業、農業集落排水事業の 6 事業で 193 億 6,000 万円、企業会計は、水道事業の 1 事業で 16 億 7,413 万 7,000 円となり、市全体の当初予算の規模は 511 億 1,413 万 7,000 円としたところであります。

続いて、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第 1 号は、平成 31 年度旭市一般会計予算の議決についてでありまして、予算規模は、歳入歳出それぞれ 300 億 8,000 万円であります。

歳入の主なものは、1 款市税に 75 億 5,417 万 7,000 円、9 款地方交付税に 98 億 5,000 万円、13 款国庫支出金に 29 億 8,307 万 3,000 円、14 款県支出金に 18 億 840 万 8,000 円、20 款市債に 29 億 9,230 万円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものは、2 款総務費に 31 億 1,614 万 4,000 円、3 款民生費に 95 億 1,474 万 1,000 円、4 款衛生費に 55 億 3,416 万 9,000 円、8 款土木費に 29 億 4,934 万

2,000 円、10 款教育費に 30 億 3,203 万 6,000 円、12 款公債費に 30 億 1,622 万 1,000 円を計上したところであります。

議案第 2 号は、平成 31 年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を歳入歳出それぞれ 43 億 1,400 万円とするものであります。

議案第 3 号は、平成 31 年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を歳入歳出それぞれ、事業勘定で 84 億 9,000 万円、施設勘定で 9,100 万円とするものであります。

議案第 4 号は、平成 31 年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を歳入歳出それぞれ 6 億 2,900 万円とするものであります。

議案第 5 号は、平成 31 年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を歳入歳出それぞれ 52 億 600 万円とするものであります。

議案第 6 号は、平成 31 年度旭市下水道事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を歳入歳出それぞれ 5 億 5,900 万円とするものであります。

議案第 7 号は、平成 31 年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を歳入歳出それぞれ 7,100 万円とするものであります。

議案第 8 号は、平成 31 年度旭市水道事業会計予算の議決についてでありまして、年度末の給水件数を 2 万 488 件、年間給水量を 624 万 2,002 立方メートルと見込み、事業収益を 16 億 7,825 万 2,000 円と予定いたしました。

議案第 9 号は平成 30 年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 5,300 万円を追加し、予算の総額を 319 億 7,900 万円とするものであります。

議案第 10 号は、平成 30 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出それぞれ 8,500 万円を追加し、予算の総額を 51 億 2,000 万円とするものであります。

議案第 11 号は、平成 30 年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出それぞれ 300 万円を追加し、予算の総額を 8,500 万円とするものであります。

議案第 12 号は、旭市森林環境整備基金条例の制定についてでありまして、平成 31 年度、税制改正により、森林環境譲与税が創設されることに伴い、森林環境整備に要する経費の財源に充てるため、基金を設置するものであります。

議案第 13 号は、旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例の制定についてでありまして、奨励措置の対象となる業種の拡大や雇用奨励金の創設などにより、新たな企業の誘致と既存企業における再投資を促し、さらに雇用の促進を図るため、既存の旭市企業誘致条例を廃止し、新たに本条例を制定するものであります。

議案第 14 号は、旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の改正に準じて、個人情報の定義を明確化するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 15 号は、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国が推進する働き方改革により民間労働法制が改正され、この趣旨に基づき、国の人事院規則及び千葉県条例が改正されることから、本市においても所要の改正を行うものであります。

議案第 16 号は、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方税法施行令の改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 17 号は、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、井戸野石尊児童遊園及び大間手児童遊園を廃止するにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第 18 号は、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、千葉県ひとり親家庭等医療費等助成事業実施要領の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 19 号は、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、本年 10 月 1 日に予定されている消費税率の引き上げによる介護保険の第 1 号被保険者保険料の低所得者軽減強化について、介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 20 号は、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、扶養義務者がいない児童が転入した場合においては、国民健康保険条例の適用対象としない旨の規定を追加するものであります。

議案第 21 号は、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、防火対象物の消防用設備等の状況が法律等の規定に違反する場合は、その旨を公表することができるものとするため、所要の改正を行うものであります。

議案第 22 号は、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例の制定についてでありまして、学校教育法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 23 号は、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、飯岡児童体育館を廃止するにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第 24 号は、旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、学校教育法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 25 号は、市道路線の認定、廃止及び変更についてでありまして、農業基盤整備事業万力Ⅱ期地区の譲与により 26 路線を認定し、1 路線を廃止し、また、道路整備により 1 路線を変更するにあたり、議会の議決を求めるものであります。

議案第 26 号及び議案第 27 号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち平成 31 年 6 月 30 日をもって任期満了となる委員について、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するにあたり、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

私は、林業枝氏及び多田恭子氏が適任であると考え、提案するものであります。

以上、新年度を迎えるにあたり、市政運営に対する基本的な考え方をお示しし、重点的に取り組む施策の概要とともに、今回提案いたしました各議案の趣旨をご説明いたしました。

詳しくは事務担当者から説明し、またご質問に応じてお答えいたしますので、何とぞご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（向後悦世） 施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

ここで、11 時 35 分まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 27 分

再開 午前 11 時 35 分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 10 議案の補足説明

○議長（向後悦世） 日程第 10、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第 1 号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 伊藤憲治 登壇）

○財政課長（伊藤憲治） 議案第 1 号、平成 31 年度旭市一般会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書をご用意ください。

予算の内容について、前年度と比較しながら、主なものを説明いたします。

それでは、1 ページをお開きください。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を 300 億 8,000 万円と定めるもので、対前年度比 20 億 9,000 万円、7.5%の増となりました。

第 2 条の債務負担行為、第 3 条の地方債につきましては、後ほど説明いたします。

第 4 条は、一時借入金の限度額を 20 億円と定めるものです。

第 5 条は、歳出予算中、各項の間で流用できる経費を給料、職員手当等及び共済費と定めるものです。

次の 2 ページから 8 ページまでは歳入歳出予算であります、これらの内容につきましては、11 ページ以降の事項別明細書の中で説明いたします。

9 ページをお願いいたします。

第 2 表、債務負担行為です。表の 1 番目から 6 番目までは、例年設定している農業、漁業、中小企業に係る利子補給と損失補償について、また、7 番目以下は、道路排水路等清掃委託料、道路補修委託料、交通安全施設維持補修委託料、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備委託料について、それぞれ記載のとおり期間と限度額を設定するものです。

10 ページをお願いいたします。

第 3 表、地方債です。起債の目的と限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので、総額として 29 億 9,230 万円を計上しております。

次の 11 ページと 12 ページは、歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので、説明は省略しまして、13 ページの歳入から順を追って説明いたします。

それでは、13 ページをお願いいたします。

1 款市税のうち、1 項 1 目個人市民税は、対前年度比 0.3%の増で、31 億 122 万 2,000 円を見込みました。

2 目法人市民税については、対前年度比 6 %の増で、4 億 8,610 万 9,000 円を見込みました。

2 項 1 目固定資産税は、土地、家屋、償却資産全て増収見込みにより、対前年度比 2.8%の増で、30 億 655 万 2,000 円を見込みました。

14 ページをお願いいたします。

3 項 1 目軽自動車税は、対前年度比 2.6%の増で、2 億 1,548 万 7,000 円を見込みました。

4 項 1 目市たばこ税は、対前年度比 4.8%の減で、4 億 8,026 万 5,000 円を見込みました。次に、15 ページの一番下になります。

2 款地方譲与税から 18 ページの 9 款地方交付税までは、地方財政計画や県の推計などを考慮して見込んだもので、主なものを申し上げますと、まず 15 ページの一番下、2 款 1 項 1 目地方揮発油譲与税は、対前年度比 1.1%の減で、9,200 万円を見込みました。

16 ページをお願いいたします。

2 項 1 目自動車重量譲与税は、対前年度比 4.3%の減で、2 億 2,500 万円を見込みました。

3 項 1 目森林環境譲与税は、森林の適切な管理や整備を進めることを目的に、平成 36 年度から創設される森林環境税を財源に、平成 31 年度から前倒しで交付されるもので、300 万円を見込みました。

下の 17 ページをお願いいたします。中段の下寄りのところです。

6 款地方消費税交付金は、対前年度比 5.2%の増で、12 億 1,000 万円を見込みました。

7 款自動車取得税等交付金は、9 月末で廃止される自動車取得税の交付金と、10 月から新たに課税される自動車税環境性能割の交付金について計上するもので、1 項 1 目自動車取得税交付金は、対前年度比 36.7%の減で 7,600 万円を、また、2 目自動車税環境性能割交付金は 2,000 万円を見込みました。

18 ページをお願いいたします。

8 款地方特例交付金は、従来の住宅ローン減税分に加え、自動車税環境性能割の軽減分、それと幼児教育・保育の無償化に伴う地方負担分の財源として、子ども・子育て支援臨時交付金を新たに計上しました。

このうち 1 項 1 目地方特例交付金は、住宅ローン減税分、自動車税環境性能割軽減分として、対前年度比 9.5%の増で、4,600 万円を見込みました。

また、2 項 1 目子ども・子育て支援臨時交付金は、1 億 1,400 万円を見込みました。

9 款地方交付税については、まず、普通交付税が、合併算定替の縮減があるものの、合併特例債などの償還額について公債費として算入される額が増えること、また、特別交付税も震災復興分の増などを見込み、地方交付税全体では対前年度比 13.2%の増で、98 億 5,000 万円を見込みました。

少し飛びまして、22 ページをお願いいたします。下段になります。

13 款国庫支出金です。1 項 1 目民生費国庫負担金は、対前年度比 13.4%の減となっておりますが、これは主に、3 節児童福祉費国庫負担金の中に昨年度は計上していた子どものための教育・保育給付費負担金が、国庫補助金へ移行したことなどによるものです。

23 ページの下段になります。

2 項 1 目総務費国庫補助金は、対前年度比 9.2%の減となっておりますが、これは主に、説明欄 2、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の減によるものです。

24 ページをお願いいたします。

2 目民生費国庫補助金は、対前年度比 424%の大幅な増となっております。主な理由は、2 節児童福祉費国庫補助金のうち、説明欄 3、子どものための教育・保育給付交付金が国庫負担金から移行したことなどによるものです。

3 目衛生費国庫補助金は、対前年度比 14.3%の増となっております。主な理由は、説明欄 3、母子保健衛生費補助金の増によるものです。

4 目土木費国庫補助金は、対前年度比 31.7%の減となっております。主な理由は、1 節道路橋梁費国庫補助金で、社会資本整備総合交付金の減によるものです。

5 目教育費国庫補助金は、対前年度比 45.6%の増となっております。主な理由は、25 ページの一番上になりますが、2 節小学校費国庫補助金のうち、説明欄 1、学校施設環境改善交付金の増によるものです。

26 ページをお願いいたします。

14 款県支出金ですが、1 項 1 目民生費県負担金は 3.9%の増で、主な理由は、3 節児童福祉費県負担金、説明欄 4、子どものための教育・保育給付費負担金の増によるものです。

27 ページをお願いいたします。

2 項 2 目民生費県補助金は 16.3%の減で、主な理由は、3 節児童福祉費県補助金において、前年度に計上していた子育て安心応援事業費補助金の減によるものです。

28 ページをお願いいたします。

3目衛生費県補助金は10%の増で、主な理由は、説明欄7、住宅用省エネルギー設備導入促進事業費補助金の増によるものです。

4目農林水産業費県補助金は16.2%の減で、主な理由は、説明欄7「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業費補助金の減によるものです。

下の29ページをお願いいたします。

5目商工費県補助金は63.9%の減で、これは千葉県消費者行政推進事業費補助金の減によるものです。

6目土木費県補助金は83.6%の減で、主な理由は、前年度に計上していた空き家等対策推進事業費補助金の減などによるものです。

7目消防費県補助金は189.3%の大幅な増で、これは主に、説明欄1、千葉県消防防災施設強化事業費補助金の増によるものです。

30ページをお願いいたします。

8目教育費県補助金は115.9%の増で、主な理由は、1節中学校費県補助金で、部活動指導員配置事業補助金の増によるものです。

3項1目総務費委託金は34.5%の増で、主な理由は、5節選挙費委託金で、説明欄1、参議院議員選挙費委託金の計上などによるものです。

下の31ページをお願いいたします。

15款財産収入です。1項1目財産貸付収入は100.9%の増で、主な理由は、説明欄5、道の駅施設貸付料を新たに計上したことによるものです。

少し飛びまして、33ページをお願いいたします。

17款繰入金です。下段になります。

2項1目財政調整基金繰入金は、財源確保のため、予算ベースでは平成27年度以来となる8,000万円を計上しました。

2目庁舎整備基金繰入金は、対前年度比710万円減の890万円を計上しました。

3目震災復興基金繰入金は、対前年度比3,613万1,000円減の4,848万円を計上しました。

4目東日本大震災復興交付金基金繰入金は、対前年度比6,148万7,000円減の2億6,067万6,000円を計上しました。

34ページをお願いいたします。

5目地域振興基金繰入金は、対前年度比3,495万2,000円減の1億2,400万7,000円を計上しました。

6 目ふるさと応援基金繰入金は、対前年度比 1,980 万円増の 4,000 万円を計上しております。

36 ページをお願いいたします。上から二つ目の段です。

19 款諸収入の中の、5 項 4 目旭中央病院共済費は、対前年度比 222 万 6,000 円増の 6 億 1,941 万 7,000 円を計上しました。

37 ページをお願いいたします。

20 款市債は、全体では次の 38 ページの一番下になりますが、対前年度比 8 億 470 万円の増となっています。

恐れ入ります、37 ページに戻っていただきまして、1 目総務債は、新庁舎建設事業債を計上しております。

2 目民生債は、保育所整備事業債などを計上しています。

3 目衛生債は、1 節保健衛生債として、説明欄 1、保健センター整備事業債から説明欄 3、水道事業一般会計出資債までの 3 本と、広域ごみ処理施設整備事業債を計上しています。なお、対前年度比 2 億 3,200 万円増の主な理由は、広域ごみ処理施設整備事業債の増によるものです。

4 目農林水産業債は、農業基盤整備事業債、農業水利施設改修事業債、広域営農団地農道整備事業債を計上しています。

5 目土木債は、説明欄 1、蛇園南地区流末排水整備事業債から、次の 38 ページになりますが、説明欄 8、交通安全施設維持補修事業債までの 8 本を計上しています。

6 目消防債は、全て消防施設整備事業債で、常備消防自動車、非常備消防自動車などを計上しています。

7 目教育債は、小学校大規模改造事業債、中学校施設改修事業債、社会教育施設改修事業債、社会体育施設改修事業債、学校給食センター整備事業債を計上しています。なお、対前年度比 6 億 3,000 万円増の主な理由は、小学校体育館における防災機能強化工事と、干潟公民館の干潟支所移転に係る改修工事などです。

8 目臨時財政対策債は、22.2%の減を見込みました。

以上で歳入の説明を終わりにして、続いて歳出について、前年度と比較しながら、主な事業を説明いたします。

それでは、40 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目議会費は、対前年度比 126 万 4,000 円減の 2 億 2,622 万 2,000 円を計上しま

した。

次に、2 款総務費ですが、少し飛びまして 53 ページをお願いいたします。

1 項 2 目人事管理費は 13.1%の減で、主な理由は、55 ページの上の段になります。説明欄 3、一部事務組合等負担金のうち、退職手当負担金の減などによるものです。

また、少し飛びまして 61 ページをお願いいたします。

7 目企画費は 85.5%の増で、主な理由は 66 ページになります、上の段です。説明欄 10、ふるさと応援基金積立金の増などによるものです。

また少し飛びまして 70 ページをお願いいたします。

10 目地域振興費は 6.5%の増で、主な理由は、72 ページになります。説明欄 7、デマンド交通運行事業の新規計上などによるものです。

73 ページをお願いいたします。

11 目庁舎建設費は 9,253 万 3,000 円の減で、主な理由は新庁舎建設のための実施設計が終了したことなどによるものです。なお、新庁舎建設に係る工事請負費については、12 月定例議会における平成 30 年度補正予算において議決をいただいております。

74 ページをお願いいたします。

12 目諸費は 2,926 万 3,000 円の減で、主な理由は、75 ページになります。説明欄 2、市バス運営事業のうち、前年度に計上していたバスの購入が終了したことによるものです。

少し飛びまして、78 ページをお願いいたします。

2 項 2 目賦課徴収費は 21.7%の増で、主な理由は、説明欄 1、調査賦課事務費のうち、13 節委託料における不動産鑑定委託料の増によるものです。

81 ページをお願いいたします。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費は 17.7%の減で、主な理由は、説明欄 3、住民基本台帳事務費のうち、各種証明書のコンビニ交付がスタートしたことで、前年度に計上していた導入経費が減となったためです。

84 ページをお願いいたします。

4 項 2 目参議院議員選挙費については、平成 31 年度に執行予定の通常選挙の経費を計上したものです。

次に、3 款民生費ですが、少し飛びまして 105 ページをお願いいたします。

1 項 4 目国民健康保険費は増で、主な理由は、説明欄 2、国民健康保険事業特別会計繰出金の増によるものです。

また少し飛びまして 110 ページをお願いいたします。

2 項 4 目介護保険費は 5.9%の増で、主な理由は、111 ページになります。説明欄 3、介護保険事業特別会計繰出金の増によるものです。

続いて 3 項 1 目児童福祉総務費は 6.7%の増で、主な理由は、114 ページになります。説明欄 9、認定こども園施設型給付事業の増などによるものです。

また少し飛びまして 119 ページになります。4 目児童福祉施設費は大幅な増で、主な理由は、説明欄 2、海上保育所改築事業によるものです。

121 ページをお願いいたします。

6 目保育所費は 6 %の増で、主な理由は、説明欄 1、保育所関係職員給与費の増と、それと 122 ページになります。説明欄 3、公立保育所運営費の増で、職員人件費や臨時雇賃金、調理業務委託料の増によるものです。

次に、4 款衛生費です。130 ページをお願いいたします。

1 項 1 目保健衛生総務費は減で、主な理由は、135 ページをお願いいたします。135 ページの一番下になります。説明欄 11、旭中央病院負担金の減によるものです。

また少し飛びまして 143 ページをお願いいたします。

4 目環境衛生費は大幅な増で、主な理由は、説明欄 2、環境衛生事務費のうち、144 ページの上になりますが、19 節の東総地区広域市町村圏事務組合負担金の増によるもので、内容は、広域ごみ処理施設建設事業の負担金です。

次に、5 款労働費ですが、また少し飛びまして 156 ページをお願いいたします。

労働費については 1.3%の増となっております。

次に、6 款農林水産業費です。162 ページをお願いいたします。

1 項 3 目農業振興費は 14.5%の減で、主な理由は、164 ページをお願いいたします。下のほうになります、説明欄 9、園芸生産強化支援事業における「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金の減によるものです。

少し飛びまして 169 ページをお願いいたします。

5 目農地費は 15.1%の増で、主な理由は、170 ページになります。説明欄 4、農業基盤整備事業の増、それと下の 171 ページですが、説明欄 8、農地・水保全管理事業の増によるものです。

次に、7 款商工費です。また少し飛びまして 183 ページをお願いいたします。

1 項 3 目観光費は増で、主な理由は、185 ページになります。説明欄 3、観光施設管理費

の増、それと次の 186 ページの一番下になります。説明欄 4、観光施設整備事業の増によるものです。

次に、8 款土木費になります。193 ページをお願いいたします。193 ページの下段になります。

2 項 1 目道路橋梁総務費は減で、主な理由は、説明欄 1、道路橋梁事務費のうち、194 ページになりますが、13 節の調査測量委託料の減によるものです。

同じ 194 ページの下段になります、2 目道路維持費は 9,599 万 5,000 円の増で、主な理由は、195 ページの一番下になりますが、説明欄 2、道路維持補修事業の増、それと 196 ページの下になりますが、説明欄 4、急傾斜地崩壊対策事業の増によるものです。

197 ページをお願いいたします。

3 目道路新設改良費は 14.6%の減で、主な理由は、198 ページになります。説明欄 5、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業において、鉄道横断工事に係る委託料が増えているものの、下の 199 ページになりますが、説明欄 7、震災復興津波避難道路整備事業は減、さらに、次の 200 ページになりますが、説明欄 8、冠水対策排水整備事業も減となったことなどにより、全体では減となっております。

次に、同じ 200 ページの下段です。

4 目橋梁維持費は減で、主な理由は、橋梁長寿命化修繕事業のうち、前年度に計上していた橋梁改修工事の減によるものです。

203 ページをお願いいたします。一番下になります。

3 項 4 目公園費は 15.6%の増で、主な理由は、説明欄 1、公園維持管理費の増によるものです。

206 ページをお願いいたします。下になります。

4 項 1 目住宅管理費は減で、主な理由は、前年度に計上していた市営住宅改修事業の減などによるものです。

次に、9 款消防費です。214 ページをお願いいたします。

1 項 1 目常備消防費は 7.6%の増で、主な理由は、216 ページになります。説明欄 4、消防車両整備事業の増、それと説明欄 5、消防広域化・共同化基盤整備事業の増によるものです。

217 ページになります。

2 目非常備消防費は減で、主な理由は、前年度に計上していた消防庫整備事業の減などに

よるものです。

220 ページをお願いいたします。

3 目災害対策費は 37.1%の減で、主な理由は、221 ページの下になります。説明欄 3、防災行政無線等整備事業の減などによるものです。

次に、10 款教育費です。少し飛びまして、231 ページをお願いいたします。

2 項 1 目学校管理費は 36.8%の増で、主な理由は、234 ページになります。234 ページ上の段です。説明欄 4、小学校大規模改造事業の増によるものです。

237 ページをお願いいたします。

3 項 1 目学校管理費は減で、主な理由は、240 ページになります。上の段です。説明欄 4、中学校大規模改造事業の減によるものです。

大きく飛びまして、265 ページをお願いいたします。

4 項 11 目大原幽学記念館費は増で、主な理由は、説明欄 2、大原幽学記念館管理費の増によるものです。

269 ページをお願いいたします。中段になります。

4 項 13 目社会教育施設再編費は新規の計上で、内容は、干潟公民館の干潟支所への機能移転に係る大規模改造工事費や、施工監理委託料、備品購入費などです。

272 ページをお願いいたします。

5 項 2 目体育施設費は 42%の増で、主な理由は、276 ページをお願いいたします。一番下になります。説明欄 5、社会体育施設改修事業の増、それと 277 ページの下のほうになります。説明欄 7、サッカー場整備事業の新規計上によるものです。

次に、12 款公債費です。少し飛びまして、288 ページをお願いいたします。

1 目の元金は増、2 目の利子は減となっております。

次に、13 款諸支出金です。290 ページをお願いいたします。中段になります。

2 項 1 目水道事業公営企業費は大幅な増で、主な理由は、説明欄 1、水道事業会計繰出金が高料金対策費補助により増となったためです。

292 ページをお願いいたします。

14 款の予備費は、前年度と同額の 5,000 万円を計上しております。

以上で歳出の主な内容についての説明を終わしまして、続いてその下、293 ページをお願いいたします。

ここから 298 ページまでは給与費明細書となっております。今ご覧いただいております 1、

特別職の表は、長等、議員、その他の特別職について、本年度と前年度を比較したものです。

次の 294 ページをお願いいたします。

2、一般職のうち、（１）の総括は、一般職の職員数、給与費、共済費について、前年度と比較したものです。職員数は前年度と比べて３人の減で、金額は合計で 362 万 6,000 円の増となっております。

このほかの内容は、295 ページ以降に記載のとおりでございます。

次に、少し飛びまして、299 ページをお願いいたします。

この表は、新庁舎建設事業の設計等委託料及び建設工事に係る平成 29 年度から平成 32 年度までの４年間の継続費に関する調書となっております。

次に、300 ページをお願いいたします。

ここから 302 ページまでは債務負担行為に関する調書で、支出が平成 31 年度以降にわたるものについての支出予定額を記載したものです。

最後に、303 ページをお願いいたします。

この表は、地方債に関する調書です。

一番下の計の欄をご覧ください。

左から順に、平成 29 年度末の現在高が 273 億 5,213 万 8,000 円、その右が、30 年度末現在高見込額で 303 億 1,953 万 7,000 円、その右が、31 年度中の起債見込額で 29 億 9,230 万円、その右が 31 年度中の元金償還見込額で 28 億 5,605 万 3,000 円です。一番右は、31 年度末の現在高見込額で 304 億 5,578 万 4,000 円となる見込みです。

以上で、議案第 1 号の補足説明を終わります。

○議長（向後悦世） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、昼食のため、午後 1 時 10 分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 10 分

再開 午後 1 時 10 分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の補足説明を求めます。

議案第 2 号について、企画政策課長、登壇してください。

(企画政策課長 阿曾博通 登壇)

○企画政策課長(阿曾博通) 議案第 2 号、平成 31 年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

予算書の 305 ページをお願いいたします。

第 1 条にありますように、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 43 億 1,400 万円といたしました。

少し飛びまして、311 ページをご覧ください。

歳入の 1 款諸収入として、貸付金元利収入 19 億 7,700 万円を計上しました。これは、病院事業債の元利償還金分として、地方独立行政法人からのものです。

また、2 款市債として、病院債 23 億 3,700 万円を計上いたしました。これは、法人が行う看護師宿舎の整備と、医療機器を購入するために貸し付ける長期貸付金の財源として借り入れるものです。

312 ページをご覧ください。

歳出の 1 款事業費ですが、貸付金として 23 億 3,700 万円を計上いたしました。これは、歳入で計上いたしました病院債をそのまま法人に貸し付けるものでございます。

2 款公債費は、1 目元金 15 億 8,461 万 1,000 円及び 2 目利子 3 億 9,238 万 9,000 円、合わせて 19 億 7,700 万円を計上いたしました。これは、歳入で計上しました貸付金元利収入をそのまま償還するものです。

313 ページをご覧ください。

説明申し上げました歳入歳出の結果、平成 31 年度末の病院債現在高は、表の一番右側になりますが、223 億 2,510 万 8,000 円と見込んでおります。

以上で、議案第 2 号の補足説明を終わります。

○議長(向後悦世) 企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第 3 号、議案第 4 号について、保険年金課長、登壇してください。

(保険年金課長 遠藤茂樹 登壇)

○保険年金課長(遠藤茂樹) 議案第 3 号、平成 31 年度旭市国民健康保険事業特別会計予算について補足説明を申し上げます。

予算書の 315 ページをお開きください。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を事業勘定 84 億 9,000 万円、施設勘定 9,100 万円と定め

るものです。

第2条の一時借入金は、限度額を事業勘定1億円、施設勘定で1,000万円と定めるものです。

第3条は、歳出予算中、款内において流用できる経費を保険給付費と定めるものです。

次の316ページから324ページまでは、歳入歳出の項立て予算及び事項別明細書の総括でございますので、説明を省略させていただきまして、詳細につきましては325ページ以降でご説明いたします。

それでは、325ページをお願いいたします。

初めに、事業勘定の歳入からになります。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税は19億9,516万7,000円を見込み、前年度比較3.0%の減となりました。

2目退職被保険者等国民健康保険税は340万円で、前年度比較77.7%の減となっております。

326ページをお願いいたします。

国民健康保険税の総額は19億9,856万7,000円を見込み、前年度比較3.5%の減となっております。要因は、主に被保険者数の減少によるものです。特に、退職被保険者につきましては、経過措置の最終年度に当たるため、大幅な減少となっております。

327ページに移りまして、4款県支出金は59億1,488万円で、前年度比較13.0%の増となりました。説明欄記載の医療分に対し全額交付される普通交付金が58億2,717万3,000円、保健事業などに対する特別交付金が8,770万7,000円になります。増加要因は、県の医療費推計により、本市の高齢者割合が高く推計されたことにより、医療費見込みが増加したためでございます。

6款繰入金は5億562万3,000円で、前年度比較1.3%の増を見込みました。前年度同様に、ルール分のみ繰り入れとし、財源補填のための法定外繰り入れや財政調整基金からの繰り入れは行っておりません。

328ページをお願いします。

8款1項延滞金及び過料には2,020万円を見込み、3項の受託事業収入には、後期高齢者に対する特定健診の費用として2,333万5,000円を見込みました。

4項雑入の主なものとしては、第三者納付金や人間ドックの自己負担収入など、2,711万1,000円を見込んでおります。

なお、下段の国庫支出金及び次のページの療養給付費等交付金は、過年度精算が終了したため、廃款といたしました。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

331 ページに移りまして、1 款 1 項総務管理費は 4,293 万 4,000 円で、前年度比較 50.1% の増となりました。主な要因は、法改正に伴うシステム改修費用などを計上したためでございます。

332 ページをお願いいたします。

2 項徴税費は、税務の事務費として 1,654 万 7,000 円を計上いたしました。

2 款 1 項療養諸費は、334 ページに移りまして、総額で 51 億 28 万 5,000 円、前年度比較 13.9% の増となりました。主な要因は、歳入での県支出金と同様に、本市の高齢者割合が高く推計されたことによるものです。なお、医療費分につきましては、普通交付金として県から全額交付されます。

2 項高額療養費は 7 億 2,838 万 8,000 円で、前年度比較 17.0% の増となりました。こちらにも同様に県から全額交付されます。

336 ページをお願いいたします。

4 項出産育児諸費は、前年度同額の 3,361 万 7,000 円を計上いたしました。

3 款保険事業費納付金は、1 項 1 目医療給付費分として 14 億 9,970 万円、2 目後期高齢者支援金分として 6 億 3,064 万 2,000 円、3 目介護分として 2 億 4,450 万 2,000 円となり、総額は 23 億 7,484 万 4,000 円で、前年度比較 5.0% の減となっております。要因は、県内全体の医療費推計が減少したことによるものです。

338 ページをお願いいたします。

4 款保健事業費は、1 億 2,285 万 1,000 円を計上いたしました。主なものは、説明欄 1 の特定健康診査等事業に 7,744 万 6,000 円、説明欄 2 の特定保健指導事業に 357 万 8,000 円、説明欄 3 の短期人間ドック事業に 3,937 万 2,000 円となります。

341 ページの下段をお願いいたします。

7 款 3 項の直営診療施設補助金は、1,682 万円となります。これは中央病院に対する補助金で、旭中央病院が行う各種事業に対し県から交付される額を、国保事業勘定を経由して全額補助するものでございます。

342 ページをお願いいたします。

4 項の繰出金 138 万円は、診療施設の運営や施設の整備費用などに対し県から交付される

額を、事業勘定を経由して施設勘定へ繰り出すものです。今回増額となった理由は、例年施設運営分として交付されている 30 万円に加え、老朽化による医療機器の買い替え費用分の補助として新たに 108 万円の追加交付を見込んだためでございます。

8 款予備費は、前年度同額の 3,000 万円を計上いたしました。

続きまして、施設勘定についてご説明いたします。

飛びまして、347 ページをお開きください。

歳入からになります。

1 款 1 項外来収入は 6,483 万 2,000 円で、前年度比較 4.3%の減を見込みました。患者数は微増傾向にありますが、薬価の引き下げなどの影響を受けまして、若干減少するものと見込んでおります。

2 項その他の診療収入は、493 万 7,000 円を見込みました。各種健診や予防接種などの収入でございます。

349 ページをお願いいたします。

4 款 1 項他会計繰入金は 848 万円で、前年度比較 108 万円の増を見込みました。要因は、老朽化した医療機器の更新費用に対する新規補助金分 108 万円を説明欄記載の事業勘定繰入金に増額計上したためでございます。

2 項基金繰入金は 1,000 万円で、560 万円の増となります。これは、先ほどの医療機器に対する更新費用などの補填財源として取り崩しを行うものでございます。

5 款繰越金は、230 万 6,000 円を見込んでおります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。351 ページをお願いいたします。

1 款 1 項施設管理費は 4,609 万 1,000 円で、前年度比較 2.8%の増となりました。ブロック塀など、施設の改修費用を見込んだためでございます。

354 ページをお願いいたします。

2 款医業費は 4,281 万円で、前年度比較 12.7%の増を見込みました。増額要因は、先ほど申し上げました医療機器の更新費用を計上したためでございます。

357 ページから 360 ページは、給与費明細書となります。

以上で、議案第 3 号の補足説明を終わりにさせていただきます。

続きまして、議案第 4 号、平成 31 年度旭市後期高齢者医療特別会計予算について補足説明を申し上げます。

予算書の 361 ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を6億2,900万円と定めるものです。

次の362ページから366ページまでは、歳入歳出の項立て予算及び事項別明細書の総括でございますので、説明を省略させていただきまして、詳細につきましては367ページ以降でご説明いたします。

それでは、367ページをお願いいたします。

初めに、歳入からご説明いたします。

1款保険料は4億4,096万6,000円で、前年度比較0.4%の増を見込みました。内訳は、説明欄にあります年金から天引きする現年度分特別徴収保険料に3億181万7,000円、納付書等で納める現年度分普通徴収保険料に1億3,793万6,000円と、滞納繰越分普通徴収保険料に121万3,000円でございます。

2款繰入金は、一般会計からのルール分に対する繰り入れで、説明欄に記載のとおり、事務費分として1,211万4,000円、保険料軽減分に対する保険基盤安定繰入金1億6,796万8,000円、合わせまして1億8,008万2,000円となります。保険基盤安定繰入金につきましては、全額広域連合へ支出するものであります。

3款の繰越金は、500万円を見込みました。

368ページをお願いいたします。

4款2項償還金及び還付加算金は、納め過ぎた保険料の精算で、広域連合から全額補填されるものでございます。

3項受託事業収入135万6,000円は、広域連合からの保険料決定通知や歯科健診などの通知業務を行うための収入でございます。

4項雑入の減額理由は、前年度計上しておりました電算システム改修に対する補助金が改修終了に伴い廃止となったためでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。370ページをお願いいたします。

1款1項総務管理費は、広域連合に代わって各種届出を処理するための事務的経費で、1,096万8,000円を見込みました。

2項徴収費は、保険料の徴収に要する経費で、250万2,000円を見込んでおります。

2款広域連合納付金は、6億893万4,000円を見込みました。これは、徴収した保険料と保険料の軽減分に対する繰入額を全額広域連合に支出するものでございます。

3款諸支出金は、保険料の還付金など159万6,000円を見込みました。歳出する額は、全額広域連合より補填されます。

372 ページをお願いいたします。

4 款の予備費は、前年度と同額の 500 万円といたしました。

以上で、議案第 4 号の補足説明を終わりにさせていただきます。

○議長（向後悦世） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第 5 号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 浪川恭房 登壇）

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 議案第 5 号、平成 31 年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

予算書の 373 ページをお願いいたします。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を 52 億 600 万円と定めるものです。

第 2 条では、歳出予算中、各項において流用できる経費は保険給付費とするものです。

次の 374 ページから 380 ページまでは説明を省略させていただきまして、381 ページの歳入から、予算の内容について主なものをご説明いたします。

381 ページをお願いいたします。

1 款保険料、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料は 11 億 4,650 万 1,000 円で、保険料基準額は年額 6 万 1,200 円、納付義務者数を 2 万 66 人と見込み、対前年度 0.7%の減で計上いたしました。内訳は、1 節現年度分特別徴収保険料を現年度分の 90.9%に当たる 10 億 5,118 万円とし、2 節現年度分普通徴収保険料には 8,902 万 7,000 円、3 節過年度分普通徴収保険料には 629 万 4,000 円を見込みました。

2 款国庫支出金、1 項 1 目介護給付費負担金には 8 億 6,277 万 9,000 円を、2 項 1 目調整交付金は、介護保険の財政調整を行うために交付されるもので、保険給付費の 4.97%、2 億 4,176 万 3,000 円を見込み、2 目地域支援事業交付金には 7,708 万 5,000 円を見込みました。

382 ページをお願いいたします。

3 目保険者機能強化推進交付金は、自立支援、重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みを推進することを目的に平成 30 年度に新たに創設された交付金で、700 万円を見込みました。

3 款支払基金交付金、1 項 1 目介護給付費交付金は、第 2 号被保険者の介護納付金に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、13 億 1,364 万 2,000 円を見込みました。

2 目地域支援事業支援交付金は、4,360 万 8,000 円を見込みました。

4 款県支出金、1 項 1 目介護給付費負担金は、7 億 1,845 万 7,000 円を見込みました。

383 ページをお願いいたします。

2 項 1 目地域支援事業交付金は、3,854 万 3,000 円を見込みました。

6 款繰入金、1 項 1 目介護給付費繰入金には 6 億 816 万 8,000 円、2 目地域支援事業繰入金には 4,060 万 3,000 円、3 目介護保険事務費繰入金には 6,432 万円、4 目低所得者保険料軽減繰入金には 3,729 万 8,000 円を見込みました。

385 ページをお願いいたします。

8 款諸収入、2 項 2 目雑入の 618 万 1,000 円は、説明欄記載のとおり、配食サービス事業の利用収入を見込みました。

以上で歳入関係の説明を終わります。

続きまして、386 ページをお願いいたします。

歳出の主なものについてご説明いたします。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、介護保険一般事務費経費として 1,590 万 9,000 円を計上いたしました。

387 ページをお願いいたします。

2 項 1 目賦課徴収費は、介護保険料の賦課徴収に係る事務経費として 355 万 2,000 円を計上いたしました。

3 項 1 目介護認定審査会費は、審査会に係る経費として 2,723 万 7,000 円を計上いたしました。

388 ページをお願いいたします。

2 目認定調査費は、認定調査に係る経費として 1,680 万 8,000 円を見込みました。

390 ページをお願いいたします。

2 款保険給付費は、ここに保険給付費の総額の記載はございませんが、総額は 48 億 6,534 万 4,000 円で、対前年度 3.5%の増を見込みました。

1 項 1 目居宅介護サービス給付費は、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与などのサービス給付費で、14 億 9,954 万円を計上いたしました。

2 目地域密着型介護サービス給付費は、原則として旭市民のみが利用できるサービスで、地域密着型の通所介護、グループホーム、小規模特別養護老人ホームなどのサービス給付費で、7 億 2,563 万 6,000 円を計上いたしました。

3 目施設介護サービス給付費は、老人福祉施設や老人保健施設、療養型医療施設などの

サービス給付費で、19 億 7,911 万 4,000 円を計上いたしました。

391 ページをお願いいたします。

6 目居宅介護サービス計画給付費は、2 億 5,832 万 8,000 円を見込みました。

392 ページをお願いいたします。

2 項 1 目介護予防サービス給付費は、要支援者の保険給付費で、3,517 万 2,000 円を計上いたしました。

394 ページをお願いいたします。

3 項 1 目審査支払手数料は、千葉県国保連合会が行う審査支払いに係る手数料で、358 万円を見込みました。

4 項 1 目高額介護サービス費は、8,963 万 9,000 円を計上いたしました。

396 ページをお願いいたします。

6 項 1 目特定入所者介護サービス費は、施設入所者への低所得者対策としての食費、居住費の補足給付分で、2 億 2,807 万 5,000 円を計上いたしました。

397 ページをお願いいたします。

5 款地域支援事業費、1 項 1 目介護予防・生活支援サービス事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業による訪問型サービスと通所型サービスなどの予防給付費で、1 億 3,158 万 2,000 円を計上いたしました。

398 ページをお願いいたします。

2 目介護予防ケアマネジメント事業費は、要支援認定者及び事業対象者を対象とした事業費で、2,871 万 3,000 円を見込みました。

400 ページをお願いいたします。

3 項 1 目包括的支援事業費は、地域包括支援センターが実施する総合相談等の経費と包括的支援関係職員給与費及び 2 か所の地域包括支援センターの委託費用などで、7,222 万 3,000 円を計上いたしました。

403 ページをお願いいたします。

4 項 1 目任意事業費は 3,136 万円を見込み、主なものは、説明欄 1 の家族介護用品給付事業に 656 万 2,000 円、404 ページをお願いいたします。説明欄 3 の配食サービス事業に 1,665 万 1,000 円を計上いたしました。

408 ページをお願いいたします。

7 款予備費は、1,000 万円を計上いたしました。

409 ページから 413 ページまでは、給与費明細書となっております。

以上で、議案第 5 号の補足説明を終わります。

○議長（向後悦世） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第 6 号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 高野和彦 登壇）

○下水道課長（高野和彦） 議案第 6 号、平成 31 年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

予算書 415 ページをお願いいたします。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を 5 億 5,900 万円と定めるもので、対前年度 500 万円、0.9%の減でございます。

第 2 条の地方債につきましては、後ほど 418 ページの第 2 表でご説明申し上げます。

第 3 条の一時借入金ですが、最高額は 2 億円と定めるものでございます。

416 ページから 417 ページの第 1 表、歳入歳出予算でございますが、これらの内容につきましては、後ほど 419 ページ以降の事項別明細書の中で説明させていただきます。

418 ページをお願いいたします。

第 2 表、地方債です。起債の目的と限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので、3,050 万円を計上するものでございます。

419 ページ、420 ページの事項別明細書は、歳入歳出の総括です。内容につきましては、421 ページ以降で説明させていただきます。

421 ページをお願いいたします。

初めに、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

1 款分担金及び負担金、1 項 1 目下水道事業負担金 236 万 5,000 円は、分割での納付が完了となり納付対象者が減少したことにより、175 万 5,000 円、42.6%減となっております。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目下水道使用料は、直近 1 年間の使用料収入の決算額等から算出しており、1 億 18 万 5,000 円、204 万 2,000 円、2.1%増となっております。

422 ページをお願いいたします。

4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は 3 億 8,583 万 1,000 円で、263 万 2,000 円、0.7%増を見込みました。この増は、負担金等の特定財源の減額及び借入金償還費の増額等が要因となっております。

5 款繰越金は、4,000 万円を見込みました。

423 ページをお願いいたします。

6 款諸収入は、建設課で施工予定の冠水対策工事に伴う下水道管移設工事費の受託収入ですが、平成 31 年度は該当工事がないため、648 万円の皆減となっております。

7 款市債、1 項 1 目下水道債は 3,050 万円で、560 万円、22.5%の増であります。これは、借入金の償還分として 2,370 万円及び平成 32 年 4 月に移行する公営企業移行事業債 680 万円を加え、計上いたしました。

国庫支出金の下水道事業費国庫補助金は、公共下水道事業ストックマネジメント策定が平成 30 年度で完了するため皆減となりますので、廃款いたしました。

続きまして、歳出の主なものについてご説明させていただきます。

425 ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 9,313 万 3,000 円は、本事業に係ります職員給与費及び管理経費等で、601 万 3,000 円、6.9%の増となっております。この増額につきましては、427 ページをお願いいたします。

説明欄 5、公営企業会計移行事業の 13 節委託料に、公営企業会計移行支援業務委託料として、企業会計システムの構築に係る費用 683 万 2,000 円を計上したこと等によるものでございます。この委託料に関しましては、公共下水道事業及び農業集落排水事業で同額を計上しております。

428 ページをお願いいたします。

2 款事業費、1 項 1 目維持管理費、説明欄 1、施設維持管理費は 1 億 3,352 万 7,000 円で、75 万 7,000 円、0.6%減となっております。

429 ページをお願いいたします。

2 款事業費、2 項 1 目工事費は 981 万 7,000 円で、1,505 万 2,000 円、60.5%減を見込みました。減額の要因は、公共下水道事業ストックマネジメント計画策定及び公共下水道事業計画変更図書作成業務が平成 30 年度で完了することによるものです。

説明欄の 15 節工事請負費、管渠工事 951 万 5,000 円は、公共下水道供用開始区域で新たに宅地になった土地への公共汚水ます設置工事費及びマンホールの点検、修繕の際の安全対策といたしまして転落防止装置を設置する工事費です。

430 ページをお願いいたします。

3 款公債費、1 項 1 目元金は 2 億 5,669 万 7,000 円で、999 万 1,000 円、4.0%の増、2 目利子につきましては 6,282 万 6,000 円で、519 万 5,000 円、7.6%減となっております。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

431 ページから 435 ページは、職員の給与費明細書でございます。

436 ページをお願いいたします。

地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。

平成 31 年度末の現在高見込額は、31 億 765 万 5,000 円となる見込みでございます。

以上で議案第 6 号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（向後悦世） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第 7 号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 宮内敏之 登壇）

○農水産課長（宮内敏之） 議案第 7 号、平成 31 年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

予算書の 437 ページをお願いいたします。

第 1 条は、平成 31 年度当初予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,100 万円と定めるものであります。

第 2 条の地方債につきましては、後ほど 440 ページの第 2 表でご説明申し上げます。

438 ページ、439 ページの第 1 表、歳入歳出予算でございますが、こちらの内容につきましては、後ほど 443 ページ以降の事項別明細書の中でご説明させていただきます。

それでは、440 ページをお願いいたします。

第 2 表の地方債は、起債の目的と限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので、680 万円を計上するものでございます。

次の 441 ページ、442 ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括でございます。内容につきましては、443 ページの歳入から予算の順に追ってご説明申し上げます。

それでは、443 ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款分担金及び負担金、1 項 1 目受益者分担金は 84 万円で、前年度と同額であります。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目施設使用料は 1,722 万 6,000 円で、前年対比 0.7%の増であります。この施設使用料は、現に農業集落排水施設を使用している世帯の実績及び新規に使用する世帯の見込みで計上いたしました。

3 款県支出金、1 項 1 目農業集落排水事業県補助金は、800 万円で計上いたしました。こちらは、処理場等の機能診断調査を実施し、最適整備構想を策定するための補助金でござい

ます。

4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は 3,529 万 6,000 円で、前年対比 5.5%の増であります。これは、歳入歳出の差し引き不足額を一般会計から繰り入れするものでございます。

444 ページをお願いいたします。

5 款繰越金、1 項 1 目繰越金 157 万 4,000 円は、前年度繰越金であります。

445 ページをお願いいたします。

6 款諸収入、3 項 1 目雑入は 126 万 2,000 円、平成 30 年度分の消費税の確定申告に伴う還付金を見込んだものでございます。

7 款市債、1 項 1 目下水道債 680 万円は農業集落排水事業債でありまして、前年対比 48.9%の減であります。

以上で歳入の説明を終わります。

446 ページをお願いいたします。

続きまして、歳出になります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、本事業に係る職員給与費及び管理経費等 2,694 万 9,000 円で、対前年度 1,617 万円の増であります。

主な増加理由といたしましては、説明欄 2 の一般管理事務費、13 節委託料、計画策定調査委託料 1,063 万 7,000 円で、歳入の県支出金でご説明いたしました処理施設の機能診断調査及び最適整備構想策定の業務委託料を新規に計上したためでございます。

次の 447 ページの説明欄 3、公営企業会計移行事業の 701 万 3,000 円は、公営企業会計システム導入等に係る経費で、先ほど下水道課長からも説明がありましたように、農水産課のほうでも検討しているところでございます。対前年比 508 万 5,000 円の増となっております。

次に、448 ページをお願いいたします。

2 款事業費、1 項 1 目維持管理費は 2,279 万 6,000 円、江ヶ崎と琴田にあります排水処理施設の維持管理費で、対前年比 5 万 2,000 円の減であります。

次の 449 ページの 2 目資源循環事業費 36 万円は、農業集落排水処理施設から排出される汚泥の処理費用になります。

次に、450 ページをお願いいたします。

2 款事業費、2 項工事費は、江ヶ崎地区の管路改修工事が平成 30 年度に完了するため皆減となりますので、廃項といたしました。

3 款公債費、1 項 1 目元金 1,601 万 2,000 円、2 目利子 354 万 3,000 円は、農業集落排水

施設整備に伴う借入金の償還金であります。

次に、4 款繰出金、1 項 1 目繰出金 84 万円は、一般会計への繰出金であります。

以上で歳出の説明を終わります。

452 ページから 455 ページは、職員の給与費明細書でございます。

次に、456 ページをお願いいたします。

地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。表の右側の欄、31 年度末現在高見込額は、2 億 2,114 万 3,000 円となる見込みでございます。

以上で議案第 7 号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（向後悦世） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第 8 号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 加瀬宏之 登壇）

○水道課長（加瀬宏之） 議案第 8 号、平成 31 年度旭市水道事業会計予算の議決についての補足説明を申し上げます。

予算書の 1 ページ目をお開きください。

第 1 条は、総則となります。

第 2 条は業務の予定量で、（1）給水件数を 2 万 488 件、年間給水量を 624 万 2,002 立方メートルとし、1 日平均給水量を 1 万 7,055 立方メートルと予定いたしました。

続きまして、（2）主要な建設改良事業は、配水管布設工事に 7,717 万 6,000 円、配水管布設替工事に 2,454 万 1,000 円を予定いたしました。

2 ページをお願いいたします。

第 3 条では、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ記載額のとおり定めました。

第 4 条では、資本的収入及び支出の予定額をそれぞれ記載額のとおり定めました。

なお、資本的収支の不足額 1 億 4,259 万 7,000 円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填いたします。

4 ページをお開きください。

第 5 条は、一時借入金の限度額を 8,000 万円と定めるものであります。

第 6 条は、予定支出の各項で流用ができる場合を定めるものでございます。

第 7 条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものでございます。

第 8 条は、棚卸資産の購入限度額を 407 万 2,000 円と定めるもので、これは量水器などの

購入費を予定したものとなります。

次のページからは、水道事業会計予算に関する説明書となります。

5 ページをお願いいたします。

平成 31 年度旭市水道事業会計予算実施計画となります。

収入の部は、1 款水道事業収益を 16 億 7,825 万 2,000 円、前年度と比べ 559 万円、0.3% の増を見込んでおります。

1 項の営業収益は 14 億 6,905 万 5,000 円で、このうち主なものは 1 目給水収益の 14 億 5,622 万 8,000 円で、水道料金収入となります。年間総有収水量を 593 万 7,642 立方メートルと見込んでおります。

2 項の営業外収益は 2 億 919 万 7,000 円で、主なものは 2 目他会計補助金の 8,060 万円で、このうちの 8,000 万円は高料金対策経費として、一般会計からの補助金となります。また、3 目補助金 7,038 万 8,000 円は、同じく高料金対策に要する経費として、千葉県市町村水道総合対策事業補助金を見込んでおります。

次に、6 ページをお願いいたします。

支出の部ですが、1 款水道事業費用は 14 億 6,420 万 9,000 円で、前年度と比べマイナス 2,773 万 5,000 円、1.9% の減を予定いたしました。

1 項の営業費用は 14 億 956 万 4,000 円で、このうち主なものは、1 目原水及び浄水費の 8 億 1,952 万 2,000 円、5 目減価償却費の 2 億 4,369 万 3,000 円となります。

次の 7 ページは、資本的収入及び支出となります。

収入の部ですが、1 款資本的収入は 6,733 万 1,000 円で、前年度と比べマイナス 759 万 4,000 円、10.1% の減を見込んでおります。

主な内訳といたしまして、1 項 1 目出資金の 2,750 万円は一般会計からの出資金を、2 項 1 目負担金の 1,473 万 2,000 円は消火栓設置負担金及び配水管布設工事などの負担金を見込んでおります。

支出の部は、1 款資本的支出を 2 億 992 万 8,000 円、前年度と比べ 6,099 万 6,000 円、22.5% の減を予定いたしました。主な内訳といたしまして、1 項建設改良費 1 億 5,024 万 3,000 円のうち 1 目拡張工事費は、配水管の布設工事や仕切り弁の設置工事などで 9,285 万 4,000 円、2 目改良工事費は、配水管の布設替工事や道路事業などに伴う切り回し工事で 4,775 万 1,000 円、3 目固定資産取得費は、各配水場の設備の更新などで 963 万 8,000 円を予定しております。

次の8ページから9ページまでは、平成31年度の旭市水道事業予定キャッシュ・フローの計算書となります。

また、10ページから13ページまでは、職員給与関係の明細となっております。

14ページは、債務負担行為に関する調書となります。

また、15ページから17ページにつきましては、平成31年度末の予定貸借対照表となっております。

18ページから22ページにつきましては、平成30年度の予定損益計算書及び平成30年度末の予定貸借対照表となります。

次の23ページから24ページは注記で、会計処理の基準及び手続きを表示したものととなります。

内容につきましては記載のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

以上で議案第8号、旭市水道事業会計予算の議決についての補足説明を終わります。

○議長（向後悦世） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第9号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 伊藤憲治 登壇）

○財政課長（伊藤憲治） 議案第9号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,300万円を追加し、予算の総額を319億7,900万円とするものです。

第2条繰越明許費の補正と第3条地方債の補正につきましては、後ほど説明いたします。

2ページと3ページは歳入歳出予算の款項の補正額ですので説明を省略しまして、内容は事項別明細書により説明いたします。

4ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費補正は、追加と変更であります。

上の表、繰越明許費の追加は、7事業について設定するものです。

事業ごとに内容を申し上げますと、2款1項総務管理費、庁舎管理費は、海上支所の非常用発電機整備工事において、蓄電池の納期に不測の日数を要し、工期が確保できないため、繰越明許費を設定するものです。

6款1項農業費、農業基盤整備事業は、県営基盤整備事業に対して国の補正予算の配分が

あり、県が繰り越す予定のため、市の負担金についても繰越明許費を設定するものです。

次の８款２項道路橋梁費のうち道路新設改良事業は、保安林区域における道路排水工事について、関係機関との協議に不測の日数を要し、工期を確保できないため、次の蛇園南地区流末排水整備事業は、工事区域が重複する県発注の土地改良事業とスケジュールを調整する中で、土地改良事業の遅れにより市の工事工期が確保できないため、次の旭中央病院アクセス道整備事業は、電気工作物の移転に不測の日数を要し、工期を確保できないため、次の震災復興・津波避難道路整備事業は、県農業事務所や土地改良区との協議及び物件移転に不測の日数を要し、工期を確保できないためであります。

一番下の１０款２項小学校費、小学校大規模改造事業は、平成３１年度に予定しておりました事業が国の補正予算において今回前倒しで採択されることとなりましたので、年度内での工期が確保できないため、繰越明許費を設定するものです。

下の表は、繰越明許費の変更です。

８款２項道路橋梁費、冠水対策排水整備事業は、昨年１２月に設定しておりますが、さらに電気工作物と通信施設の移設に不測の日数を要したため、その移設に係る補償金を追加し、増額変更するものです。

５ページをお願いいたします。

第３表、地方債補正の追加と変更です。

上の表は地方債の追加で、社会教育施設改修事業として、干潟支所へ干潟公民館の機能を移転する工事に係る起債を追加するものです。

下の表は、地方債の変更です。小学校大規模改造事業において、当初は小学校１校分の屋内運動場の防災機能強化工事に係る起債を見込んでおりましたが、先ほど繰越明許費で説明しました国の補正予算で前倒し採択されることとなりましたので、その学校分を今回の補正で追加するものです。

次に、７ページと８ページですが、これは歳入歳出予算の事項別明細書の総括ですので説明は省略しまして、９ページの歳入から順を追って説明いたします。

９ページをお願いいたします。

９款１項１目地方交付税１,６９５万７,０００円の追加は、普通交付税の留保額の一部を今回の補正財源として計上するものです。

１３款１項１目民生費国庫負担金２１４万７,０００円の追加は、障害児通所給付費等負担金によるもので、障害児相談支援や児童発達支援給付などの経費に対する補助金です。

2 項 5 目教育費国庫補助金 1,539 万円の追加は、学校施設環境改善交付金によるもので、屋内運動場防災機能強化工事に対する補助金です。

14 款 1 項 1 目民生費県負担金 107 万 3,000 円の追加は、障害児通所給付費等負担金によるもので、先ほど説明した国庫負担金と併せて交付される県負担金です。

10 ページをお願いいたします。

15 款 1 項 2 目利子及び配当金 739 万 9,000 円の追加は、1 節財政調整基金利子が運用している国債の売却益等の増、3 節公共施設等整備基金利子は、新規購入した県債の運用利息等の増、7 節地域振興基金利子も国債の売却益等の増によるものです。

16 款 1 項 1 目総務費寄附金 3,300 万円の追加は、ふるさと応援寄附制度による寄附金を増額するものです。

17 款 1 項 1 目介護保険事業特別会計繰入金 2,791 万 4,000 円の追加は、平成 29 年度の介護保険事業特別会計繰出金の精算による返還分です。

11 ページをお願いいたします。

2 目農業集落排水事業特別会計繰入金 42 万円の追加は、受益者分担金の受け入れに伴う農業集落排水事業特別会計からの繰入金です。

19 款 5 項 5 目雑入 50 万円の追加は、農地集積・集約化対策事業において、農地の出し手と受け手が解約を合意したことによる農地集積協力金の返還金です。

20 款市債については、先ほど第 3 表の地方債補正で説明したとおりであります。

以上で歳入の説明を終わりにして、続いて歳出について説明いたします。

12 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目一般管理費 101 万 4,000 円の追加は、歳入で説明しました公共施設等整備基金の運用利息の積立金です。

6 目財産管理費 365 万 2,000 円の追加も、歳入で説明した財政調整基金に係る国債の売却益及び運用利息の積立金です。

7 目企画費 3,300 万円の追加は、ふるさと応援制度による寄附金の増加分を積み立てるものです。

10 目地域振興費 273 万 3,000 円の追加は、地域振興基金の国債の売却益及び運用利息の積立金です。

12 目諸費 5,854 万 5,000 円の追加は、国・県支出金の精算による返還金の増です。

13 ページをお願いいたします。

3 款 3 項 5 目障害児福祉費 429 万 6,000 円の追加は、障害児相談支援や児童発達支援などのサービス利用者が増えたため、給付費を増額するものです。

6 款 1 項 3 目農業振興費 50 万円の追加は、歳入で説明しました農地集積協力金の返還金について、補助金の交付を受けていた千葉県に対し返還するものです。

10 款 2 項 1 目学校管理費 4,926 万円の追加は、小学校の屋内運動場の防災機能強化に係る工事費と設計監理委託料を計上するものです。

14 ページをお願いいたします。

4 項 1 目社会教育総務費は、一般財源から起債への財源変更です。

最後に、15 ページをお願いいたします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書です。事業費の変更により、平成 30 年度の起債額を 4,820 万円増額するもので、これにより平成 30 年度末現在高見込額は、一番右下になりますが、303 億 6,773 万 7,000 円とするものです。

以上で、議案第 9 号の補足説明を終わります。

○議長（向後悦世） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第 10 号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 浪川恭房 登壇）

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 議案第 10 号、平成 30 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条は、歳入歳出の総額にそれぞれ 8,500 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 51 億 2,000 万円とするものです。

2 ページと 3 ページは項目別にした歳入歳出予算の補正であり、5 ページと 6 ページはそれぞれ事項別にした明細書の総括となっております。詳しい内容につきましては、7 ページ以降でご説明申し上げます。

7 ページをお願いいたします。

歳入についてご説明申し上げます。

2 款国庫支出金、2 項 3 目保険者機能強化推進交付金における 719 万 9,000 円は、本年度から新たに創設された国の交付金で、介護保険の保険者機能の強化等により、自立支援、重度化防止に向けた取り組みを推進することを目的としております。

交付金の算定方法ですが、市町村では、第 1 号被保険者数と評価点数に応じて交付金が配

分されます。評価点数が高いほど交付額の上昇が期待される仕組みとなっております。

交付金の使途ですが、市町村では介護保険事業特別会計に充当され、地域支援事業等の充実に活用できます。本年度は、昨年6月に委託包括2か所を増設した包括的支援事業に充当するものであります。

3款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金における298万3,000円は、平成29年度介護給付費等事業の追加交付金となります。前年度に9か月分の事業費を基に見込額で交付を受けていたものが、事業費が確定したことに伴い追加交付となったため、計上するものであります。

同項2目地域支援事業支援交付金における477万7,000円は、平成29年度介護予防・日常生活支援総合事業の追加交付金となります。介護給付費交付金と同様、前年度に9か月分の事業費を基に見込額で交付を受けていたものが、事業費が確定したことに伴い追加交付となったため、計上するものであります。

なお、支払基金交付金の交付率は、事業費の27%となります。

5款財産収入には、介護保険給付費準備基金の預金利子として1万9,000円を計上いたしました。

8ページをお願いいたします。

7款の繰越金ですが、平成29年度決算に基づく翌年度繰越額7,659万8,000円のうち、今回補正財源として7,002万2,000円を計上するものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

4款1項1目介護保険給付費準備基金積立金には、1,208万6,000円を追加し、1,208万7,000円といたしました。これは、基金運用利息と平成29年度の剰余金を積み立てるものでございます。

5款3項1目包括的支援事業費は、歳入で説明いたしました保険者機能強化推進交付金の財源確保による財源振替でございます。

6款1項2目償還金は、7,291万4,000円を追加し7,291万8,000円とするもので、平成29年度介護給付費負担金等の確定による国・県及び市の精算分を返還するものでございます。

以上で議案第10号の補足説明を終わります。

○議長（向後悦世） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで2時35分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時35分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の補足説明を求めます。

議案第11号、議案第12号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 宮内敏之 登壇）

○農水産課長（宮内敏之） それでは、議案第11号、平成30年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、予算の総額を8,500万円とするものでございます。

7ページをお開きください。

歳入についてご説明いたします。

1款1項1目受益者分担金は、新規加入者の増加により42万円を増額するものでございます。

次の5款1項1目繰越金は、説明欄1の前年度繰越金258万円を増額し、551万9,000円とするものでございます。これは、平成30年度決算見込みの中で繰越金の増加が見込めることから、江ヶ崎地区排水施設維持管理費、維持補修費の財源とするものでございます。

8ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

2款1項1目維持管理費は、説明欄1の江ヶ崎地区排水施設維持管理費の11節需用費のうち、維持補修費258万円を増額するものでございます。内容といたしましては、江ヶ崎処理場内の機器が故障し、早急に修理する必要があるため、補正を行うものでございます。

次に、4款1項1目繰出金42万円の増は、歳入の受益者分担金の全額を一般会計へ繰り出すもので、受益者分担金が増加したため補正するものでございます。

以上で議案第11号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 12 号、旭市森林環境整備基金条例の制定について補足説明を申し上げます。

平成 31 年度から、森林環境譲与税が都道府県及び市町村へ譲与されます。この譲与税は、使途の定められた一般財源で、森林環境整備に資する事業の経費に充てなければならないもので、後年度の事業費用に充てるため基金を設置し、管理するための必要な事項を定めるものであります。

それでは、議案の条文をご覧ください。

第 1 条は、基金の設置について規定するものです。

第 2 条は、基金の原資について規定するものです。

第 3 条は基金の管理について、第 4 条は基金の運用から生じる運用収益について規定するものです。

第 5 条は基金の処分についてでありまして、基金の設置目的を達成する場合に限り、処分することができるものと規定するものです。

第 6 条は、委任事項について規定するものです。

附則につきましては、この条例の施行日を平成 31 年 4 月 1 日とするものでございます。

以上で、議案第 12 号の補足説明を終わります。

○議長（向後悦世） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第 13 号について、商工観光課長、登壇してください。

（商工観光課長 小林敦巳 登壇）

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、議案第 13 号、旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例の制定について補足説明申し上げます。

本議案は、旭市に新たな企業の誘致と既存企業の事業拡大や雇用増加の促進などを図るため、従前の旭市企業誘致条例を廃止し、新たに本条例を制定するものでございます。

それでは、従前の企業誘致条例からの主な変更点も含めまして、条文に沿ってご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

まず、第 1 条は本条例の目的を規定したものであり、新たに雇用の促進についても定義したものでございます。

第 2 条は各用語の意義を定義しているもので、奨励措置の対象となる業種などについて規定しております。なお、対象業種につきましては、別表において具体的な説明をいたします。

続きまして、次のページで、第3条。

第3条は、奨励措置の内容を規定しているもので、奨励措置を固定資産税の課税免除と奨励金の交付と規定しております。

第4条は、奨励措置の適用を受ける場合の要件を規定するもので、第1号は投下固定資産額の要件について規定したもので、新規立地する企業については5,000万円以上とし、既存企業の再投資については従前どおり3,000万円以上となっております。また、第2号については、常用雇用者、いわゆる正社員が5人以上であることを規定しております。

続きまして、第5条は固定資産税の課税免除に関する事項を規定しており、課税免除の期間は5年としております。

続いて、第6条は奨励金の内容を規定しており、緑化奨励金においては、工場立地法に基づく特定工場に該当する場合に整備した緑地に対して交付するもので、金額等は従前の条例と同様となっております。また、市民の雇用機会の増大を図るため、今回新たに雇用奨励金を創設いたしました。これは、市民の雇用者1人につき30万円を交付するもので、1事業者当たりの限度額を1,200万円と規定しております。

なお、従前実施しておりました排水処理施設に対する助成は、合併浄化槽を推進するために措置していたものですが、昨今の普及状況を鑑み、今回廃止といたしました。

続きまして、次のページ、第7条から9条でございます。

奨励措置の決定に関するもので、それぞれ承継や措置の取り消しなどを規定しており、内容は従前のとおりです。

第10条から第14条は、次のページでございます。旭市企業誘致審議会に関する事項を規定するもので、本条例に基づく奨励措置を受ける場合には審議会の意見を受けることなどを規定しており、内容については従前の条例のとおりです。

続きまして、次の5ページの附則でございます。

附則は、旭市企業誘致条例の廃止について規定したもので、廃止前に既に奨励措置を受けている者については、経過措置として従前の例によることとしているものでございます。

最後に、次のページの別表についてご説明いたします。

別表については、第2条に規定する奨励措置の対象となる業種を日本標準産業分類に基づき規定したものであります。

本表において、対象となる業種を大分類ごとに説明いたします。

まず、「農業、林業」については、右側の備考欄にございます植物工場のみが対象となり

ます。「製造業」、「情報通信業」については、該当する全ての業種が対象となります。

「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「学術研究、専門・技術サービス業」については、中分類に記載のある業種のみが対象となります。「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」につきましては、小分類に記載のある業種のみが対象となります。

従前は製造業を対象とし、工業団地のみ道路貨物運送業などの流通に関する業種も対象としておりましたが、本条例においては、製造業や流通に関する業種のほか、情報通信業や旅館、ホテルなどを追加し、対象となる区域は業種にかかわらず市内全域といたしました。

以上で補足説明を終わりにします。

○議長（向後悦世） 商工観光課長の補足説明は終わりました。

議案第 14 号、議案第 15 号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 飯島 茂 登壇）

○総務課長（飯島 茂） 初めに、議案第 14 号、旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について補足説明申し上げます。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律等が平成 29 年 5 月に施行されました。この法改正により、指紋データ、顔認識データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することが明確化されたことから、条例においても法改正と同様の改正を行うものでございます。

また、市ではこれまでも、思想、信条及び宗教に関する個人情報等の、特に配慮を要する個人情報について収集の制限を行ってまいりましたが、法改正により、これらの情報が要配慮個人情報として定義されたことから、条例においても要配慮個人情報を定義し、その取り扱いを定めるための改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

新旧対照表の 1 ページでございます。主な改正点についてご説明申し上げます。

条例第 2 条第 2 号の改正規定は、個人情報の定義を法と同様に改めるもので、同号アは、氏名、生年月日その他の記述等、従前の個人情報の定義を明確化するものでございます。

同号イは、指紋データ、顔認識データ、旅券番号等の個人識別符号が含まれるものを個人情報の定義に加えるものでございます。

同条第 3 号及び同条第 4 号の規定は、個人識別符号及び要配慮個人情報の定義について、法と同様に定めるものでございます。

なお、個人識別符号の概念につきましては、従前から個人情報とされていたものでござい

まして、個人情報の定義を拡大、拡充するものではありません。

次に、2 ページ中ほどより下をご覧ください。

第5条の改正規定は、個人情報取扱事務の届出についてでありまして、個人情報を取り扱うときはあらかじめ市長に届け出ることとされており、3 ページ一番上になりますが、第5号として「要配慮個人情報が含まれるとき」を加えるものでございます。

第6条第3項の改正規定は、収集してはならない個人情報の対象を、思想、信条等の具体的な列挙から法で、定義されました要配慮個人情報に改めるものでございます。

附則では、第1項でこの条例の施行期日を平成31年4月1日から施行するものとし、第2項では、この条例の施行前から要配慮個人情報を取り扱う事務に係る市長への届出につきましては、この条例の施行後、速やかに行うものとする経過措置を定めるものでございます。

以上で議案第14号の補足説明を終わります。続きまして議案第15号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

新旧対照表4ページをご覧くださいと思います。

4 ページ一番下になりますが、改正の内容は、第8条に第4項を追加し、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は規則で定める旨、規定するものでございます。これは、国が推進する働き方改革により民間労働法制が改正され、この趣旨に基づき、国の人事院規則及び千葉県条例が改正されることから、本市においても所要の改正を行うものでございます。

規則に委任する主な内容でございますが、長時間労働を是正するため、いわゆる超過勤務命令を行うことができる上限時間の設定等を規定するものでございます。

なお、この条例の施行期日は平成31年4月1日でございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（向後悦世） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第16号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 石毛春夫 登壇）

○税務課長（石毛春夫） 議案第16号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

新旧対照表の5ページをお願いいたします。

今回の改正は、昨年の税制改正で地方税法施行令が改正され、国民健康保険税のうち基礎課税額（医療分）の課税限度額が引き上げられたことに伴い、所要の改正を行うものでござ

います。

今年度の県内市町村の基礎課税額、医療分の課税限度額は、54 団体中約 8 割の団体が改正を行っておりまして、本年、旭市におきまして、1 年遅れとなりますが、平成 31 年度から 58 万円に改めるものでございます。

以上で議案第 16 号の補足説明を終わります。

○議長（向後悦世） 税務課長の補足説明は終わりました。

議案第 17 号、議案第 18 号について、子育て支援課長、登壇してください。

（子育て支援課長 小橋静枝 登壇）

○子育て支援課長（小橋静枝） それでは、議案第 17 号及び議案第 18 号について補足説明を申し上げます。

まず、議案第 17 号は旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

現在、市内 29 か所に設置されている児童遊園のうち旭市井戸野 1974 番地の井戸野石尊児童遊園及び旭市大間手 526 番地の大間手児童遊園の 2 施設は、遊具等の老朽化による撤去及び利用児童数の減少により地元区長から廃止の要望があったことから、これを廃止するものであります。

新旧対照表、6 ページをご覧ください。

本条例第 2 条の表中から、これら 2 か所の児童遊園の項目を削除するものであります。

続きまして、議案第 18 号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

生活困窮者自立支援法の一部を改正する法律の施行により、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当の支払い回数等が見直されます。その改正を受け、千葉県ひとり親家庭等医療費等助成事業実施要領の一部も改正され、これに伴って、本条例第 2 条第 1 号及び第 4 条第 1 項第 1 号の規定の一部改正を行うものであります。

新旧対照表、7 ページをご覧ください。

本条例第 2 条第 1 号中、「18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある者」の後に、「又は、20 歳未満の者で、規則で定める程度の障害の状態にある者」を加え、第 4 条第 1 項第 1 号中、下から 3 行目「6 月」を「9 月」に改めるものです。

以上で議案第 17 号及び 18 号の補足説明を終わります。

○議長（向後悦世） 子育て支援課長の補足説明は終わりました。

議案第 19 号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

(高齢者福祉課長 浪川恭房 登壇)

○**高齢者福祉課長（浪川恭房）** 議案第 19 号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本議案は、介護保険の第 1 号保険料の市民税非課税世帯全体を対象とした軽減強化について、介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

初めに、改正の概要についてご説明いたします。

介護保険料は、基準額の 6 万 1,200 円を基に、所得に応じた 11 段階によって保険料額を決定しております。市民税非課税世帯の保険料額の軽減については、平成 27 年 4 月から第 1 段階の方を対象に行っていましたが、平成 31 年 10 月からの消費税率の引き上げに伴い、第 1 段階をさらに軽減するほか、新たに第 2 段階、第 3 段階まで対象を拡大して軽減を行うものです。

軽減幅につきましては、国が示している上限の範囲内の割合で市が定めるものであります。平成 31 年度につきましては、消費税率の引き上げが 10 月からの半年間となることから、保険料軽減幅についても半年分となりますが、半年分の軽減分を年間の保険料にならして、所得段階別の年間保険料額を設定するものであります。

なお、平成 32 年度以降については、保険料額軽減の完全実施を予定しております。

それでは、新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表の 8 ページをご覧ください。

第 3 条は、現行の第 1 項第 12 号を削り、新たに第 2 項、第 3 項、第 4 項を加えるものです。

第 2 項は、第 1 項第 1 号の 3 万 600 円の規定にかかわらず、2 万 2,950 円とするものです。

第 3 項は、第 1 項第 2 号の 3 万 9,780 円の規定にかかわらず、3 万 2,130 円とするものです。

9 ページをお願いします。

第 4 項は、第 1 項第 3 号の 4 万 5,900 円の規定にかかわらず、4 万 4,370 円とするものです。

なお、施行日につきましては平成 31 年 4 月 1 日からとなっております。

以上で、議案第 19 号の補足説明を終わります。

○**議長（向後悦世）** 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第 20 号について、保険年金課長、登壇してください。

(保険年金課長 遠藤茂樹 登壇)

○保険年金課長（遠藤茂樹） 議案第 20 号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本案は、児童福祉施設等に入所する扶養義務者のない児童を国民健康保険の適用対象から除外することを明文化するため、所要の改正を行うものでございます。

国民健康保険法第 6 条第 11 号において、特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものは国民健康保険の適用対象から除外すると定められており、国民健康保険法施行規則第 1 条第 5 号で、その旨を条例で定めることが規定されております。

このたび追加いたします児童福祉施設等に入所する扶養義務者のない児童は、法で定める特別の理由がある者に該当するため、同規則に基づき条例を定めるものであります。

なお、適用除外された児童に係る医療費は、県が全額を公費で負担するため、当該児童に不利益は生じません。

次に、新旧対照表の 10 ページをご覧ください。

第 3 条の「被保険者とししない者」に、第 2 項として「児童福祉施設等に入所する扶養義務者のない児童」を追加するものであります。

以上で、議案第 20 号の補足説明を終わります。

○議長（向後悦世） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第 21 号について、消防長、登壇してください。

(消防長 川口和昭 登壇)

○消防長（川口和昭） 議案第 21 号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

お手元の新旧対照表をご用意いただき、11 ページをお願いいたします。

第 16 条の避雷設備につきましては、不正競争防止法等の一部改正に伴い、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めるものでございます。

第 48 条の防火対象物の消防用設備等の状況の公表につきましては、近年、全国ではホテル火災や認知症高齢者グループホーム火災などで、多数の死傷者を出す火災が発生しております。このことを踏まえ、このような建物などを利用する者が防火安全性の判断をすることができるよう、消防法令に違反する場合は、対象建物の違反内容を市のホームページなどに公表することができるものとしてございます。

対象となる建物は、不特定多数の人が利用する飲食店、物品販売店、ホテル、福祉施設な

どであります。

また、対象となる重要な違反は、消防機関が立入検査の際、確認した屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、これらが未設置の場合であります。

公表等につきましては、現在、千葉市など7つの消防本部が実施済みであります、今後は全ての消防本部が実施する予定となっております。

なお、改正内容につきましては、第48条から第50条までをそれぞれ1条ずつ繰り下げ、第47条の次に新たに公表に関する規定を第48条として加え、併せて関連する目次を改めるものでございます。

この条例につきましては、平成32年4月1日より施行するものでございます。ただし、第16条第1項の改正規定につきましては平成31年7月1日より施行するものでございます。

以上で、議案第21号の補足説明を終わります。

○議長（向後悦世） 消防長の補足説明は終わりました。

議案第22号について、学校教育課長、登壇してください。

（学校教育課長 佐瀬史恵 登壇）

○学校教育課長（佐瀬史恵） 議案第22号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

学校教育法の一部改正及び厚生労働省令の一部改正に伴い、放課後児童支援員の規定につきまして所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表の13ページをお願いいたします。

改正の内容でございますが、表の左側、現行の第10条第3項第5号中、「卒業した者」の次に、表の右側、改正案といたしまして、「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、専門職大学の前期課程を修了した者について、放課後児童支援員の基礎資格を有する者として、本規定の改正により対象に追加するものでございます。

附則は、この条例の施行を平成31年4月1日からとするものでございます。

以上で、議案第22号の補足説明を終わります。

○議長（向後悦世） 学校教育課長の補足説明は終わりました。

議案第23号について、体育振興課長、登壇してください。

（体育振興課長 花澤義広 登壇）

○体育振興課長（花澤義広） 議案第23号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例

の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

社会体育施設であります飯岡児童体育館は、市民の心身の健全な発達及び生涯スポーツの普及を図ることを目的とし、昭和 54 年 3 月に設置されました。その後、平成 29 年の台風 21 号、22 号により雨漏り等の被害がありましたが、利用団体もあったため、応急的な修繕により対応してきたところです。

今後は、さらなる老朽化の進行により問題等の発生が予想されるため、利用期間を平成 30 年度までとし、平成 31 年度以降に取り壊す予定のため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容ですが、新旧対照表の 14 ページをご覧ください。

表の左側、現行の名称で「飯岡児童体育館」を、右側の改正案のとおり削除するものでございます。

附則としまして、この条例の施行を平成 31 年 4 月 1 日からとするものでございます。

以上で、議案第 23 号の補足説明を終わります。

○議長（向後悦世） 体育振興課長の補足説明は終わりました。

議案第 24 号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 加瀬宏之 登壇）

○水道課長（加瀬宏之） それでは、議案第 24 号、旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、学校教育法及び技術士法施行規則の一部が改正されたことにより、所要の改正を行うものでございます。

それでは、主な改正点についてご説明いたします。

新旧対照表の 15 ページをご覧ください。

旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の第 4 条及び第 5 条の資格要件について改正するものです。

学校教育法の一部改正に伴い、平成 31 年 4 月から専門職大学が創設されることとなり、当該大学における前期課程の修了者について、短期大学の卒業者と同等の資格要件となるよう改正を行うものでございます。

また、技術士法施行規則の一部改正に伴い、技術士試験の上下水道部門における選択科目の水道環境が削除されることとなり、本条例第 4 条第 8 号中の「水道環境」を削除するものでございます。

なお、附則第 1 項は、施行日について平成 31 年 4 月 1 日とするものでございます。

附則第 2 項は、第 4 条第 8 号について経過措置を定めたものとなります。

以上で、議案第 24 号の補足説明を終わります。

○議長（向後悦世） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第 25 号について、建設課長、登壇してください。

（建設課長 加瀬喜弘 登壇）

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、議案第 25 号、市道路線の認定、廃止及び変更について補足説明を申し上げます。

市道路線の認定、廃止につきましては、農業基盤整備事業、万力Ⅱ期地区の事業が完了したため、千葉県から譲与されました地区内の道路 26 路線を新たに認定し、農用地内に編入されました 1 路線を廃止いたします。

また、市道路線の変更につきましては、旭市鎌数字川西一番地先の道路整備に伴う 1 路線の認定区間を延長するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

以上で、議案第 25 号の補足説明を終わります。

○議長（向後悦世） 建設課長の補足説明は終わりました。

議案第 26 号、議案第 27 号について、市民生活課長、登壇してください。

（市民生活課長 宮負賢治 登壇）

○市民生活課長（宮負賢治） 議案第 26 号及び議案第 27 号について補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

本市の人権擁護委員の定数は 10 名ですが、このうち 2 名が平成 31 年 6 月 30 日に任期満了となりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものです。

議案第 26 号で推薦したい方は、旭市中谷里 850 番地 2 にお住まいの林业枝氏、昭和 26 年 12 月 20 日生まれの方です。

林业枝氏は、長年にわたり市職員として市行政に携わっており、常に地域住民の視点に立ち、住民福祉の向上に努めてこられ、人権問題について豊富な知識と経験があります。また、平成 25 年 7 月から人権擁護委員として積極的に活動されており、引き続き推薦するものです。

次に、議案第 27 号で推薦したい方は、旭市三川 5289 番地 10 にお住まいの多田恭子氏、

昭和 34 年 12 月 10 日生まれの方です。

多田恭子氏は、長年にわたり中学校の教員として子どもたちの教育に当たられており、いじめ問題など、子どもの人権問題について豊富な知識と経験があります。また、平成 28 年 7 月から人権擁護委員として積極的に活動されており、引き続き推薦するものです。

お二人とも、人権擁護委員法第 7 条第 1 項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当する事項はありません。

なお、委員の任期は 2019 年 7 月 1 日から 2022 年 6 月 30 日までの 3 年間となります。

以上で、議案第 26 号及び議案第 27 号の補足説明を終わります。

○議長（向後悦世） 市民生活課長の補足説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明は終わりました。

○議長（向後悦世） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回は 3 月 4 日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3 時 20 分